

福島市子どもの権利条例 前文

子どもはかけがえのない存在です。一人の人間として尊重され、よりよい環境の中で健やかに成長していくことが保障されなければなりません。

すべての子どもは、その命と健康が守られ、地域の中でのびのびと遊び学び、子どもが本来持っている生きるちからを発揮しながら成長していく権利、また、自分の考えや意見を自由に表現することができ、自分に関わるさまざまなことに参加できる権利、差別や虐待やいじめなどから守られ育つ権利を有しています。

このような子どもの権利は、平和な社会においてこそ実現されるものであり、子どもたちには平和に生きる権利が保障されなければなりません。

子どもは、これらの権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができ、自分の権利を理解し、周りから尊重されることを通して他者の権利を尊重することができ、調和のとれた人間に成長できるのです。

大人は、子どもの最善の利益のためにそれぞれの役割を自覚し、ともに考え支えていく責任があります。

2011年の東日本大震災に伴う原子力災害は、子どもたちを取り巻く環境に深刻な影響を及ぼしました。福島未来を担う子どもが、放射能汚染のない社会に生まれ、安全安心な環境の中で成長することができるよう、そして、どのような場合においてもこの条例に定める子どもの権利が保障されるよう、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの責任を果たしていかなければなりません。

このことは、福島復興、ひいてはすべての人にやさしいまちづくりへもつながっていくものです。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利に関する条約の理念に基づき子どもの権利保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 20歳未満のすべての者をいいます。
- (2) 保護者 親及びそれに代わる者（未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するもの）をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校、その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は利用する施設をいいます。
- (4) 施設設置管理者 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者をいいます。
- (5) 施設関係者 施設設置管理者、育ち学ぶ施設の職員その他同施設で職務を行う者をいいます。

(責務)

第3条 保護者、施設関係者、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の地方公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第4条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければなりません。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情を持ってはぐくまれること。

- (3) 父母により養育されること。父母による養育ができないとき、又は父母による養育が不適切なときは、これに代わる家庭的環境の確保等特別の配慮がされること
- (4) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- (5) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (6) 障がいは、一つの個性として尊重され、十分に充実した生活を享受すること
- (7) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- (8) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。
- (9) 災害や放射能汚染による恐怖や不安にさらされずに生きること。

(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 正しい科学的知識や多様な考え方を学ぶこと。
- (2) 安全な場所で遊び、休息すること。
- (3) 健康的な生活を送ること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (5) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (6) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。

(参加する権利)

第8条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

第3章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第9条 保護者は、その子どもの養育及び発達に関し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、その子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、その子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第10条 保護者は、その子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(開かれた施設づくり)

第11条 施設設置管理者は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(施設関係者の役割)

第12条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第13条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第14条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第15条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第16条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等をしようとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けます。

2 子どもの行為でそれが当該子どもの意思に基づくものであっても、それが当該子どもの権利利益に重大な影響を及ぼすものについては前項と同様とします。

3 施設設置管理者は、第1項以外にも、子どもに対して不利益な措置を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めなければなりません。

(子ども本人に関する文書等)

第17条 育ち学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければなりません。

2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、公正な文書の作成に対する配慮がなされなければなりません。

3 育ち学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはなりません。

4 前項の情報は、育ち学ぶ施設の目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはなりません。

5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければなりません。

第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第18条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利について従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第19条 子どもには、ありのままの自分である場所、休息して自分を取り戻す場所、自由に遊び、若しくは活動する場所又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」といいます。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及及び居場所の確保に努めるものとします。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第20条 市民及び市は、地域において、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう必要な支援に努めるものとします。

第4節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

(保護者への支援)

第21条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第22条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

3 前2項の目的を達成するため、市は施設設置管理者に対し、必要な支援に努めるものとします。

(市民の地域での活動の支援)

第23条 市は、地域において子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、このような市民の活動を支援するよう努めるものとします。

第4章 子どもの参加

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

- 2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。
- 3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するものとします。

- 2 審議会等は、子どもにかかわる事項を検討する場合、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めます。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等を行うよう努めます。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第28条 子どもは、福島市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）に対し、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができます。

- 2 市は、救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとします。

(救済委員の設置等)

第29条 市は、子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、救済委員を設けます。

- 2 救済委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。
- 3 救済委員の任期は3年以内とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 4 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。
- 5 救済委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(救済委員の職務)

第30条 救済委員は、子どもの権利侵害についての相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をします。

- 2 救済委員は、子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、是正等の措置を講ずるよう勧告をすることができます。
- 3 救済委員は、前項の勧告を受けてとられた措置の報告を求めることができます。
- 4 救済委員は、必要に応じ、第2項の勧告、前項の措置の報告を公表することができます。
- 5 救済委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第31条 前条第2項の勧告を受けた者は、これを尊重しなければなりません。

(救済や回復のための連携)

第32条 救済委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(救済委員に対する支援や協力)

第33条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

- 2 保護者及び施設関係者、事業者、市民は、救済委員の活動に対して協力します。

(報告)

第34条 救済委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(規則への委任)

第35条 この章に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

第6章 施策の推進

(推進計画)

第36条 市は、子どもの権利に関する施策の推進に際し、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び第38条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

(施策を推進する体制の整備)

第37条 市は、前条第1項の推進計画に基づく施策を推進する総合的な体制を整備するものとします。

第7章 子どもの権利の保障の検証

(権利委員会の設置等)

第38条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、福島市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、第36条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

(答申等及び市の措置)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に

答申し、又は報告します。

- 2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

第8章 雑則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

はじめに

1 条例制定の背景

2011年（平成23年）9月30日に、子どもの権利に関する条例制定を求める請願書が市議会本会議で採択されました。

この条例制定に向けての動きの背景としては、1994年に日本も批准している「児童の権利に関する条約」（1989年11月20日に国連総会で採択。以下、「子どもの権利条約」といいます。）の存在があります。この条約の未締結国は世界で3か国のみとなっています。

子どもの権利条約の淵源は、1924年の国際連盟の子どもの権利宣言（ジュネーブ宣言）及び1959年の国際連合の子どもの権利宣言にまでさかのぼります。子どもの権利条約の先駆者であるコルチャック博士を生んだポーランドが主導し国連加盟国の検討を経て条約として成立に至っています。

日本においても条約批准後、各地の自治体において、子どもの権利条例が制定されました。

しかし、この動きを加速させたのは、やはり、東日本大震災が発生し、被災地での子どもの権利の保障が特に求められたことにあります。特に、福島県においては、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「原発事故」といいます）の事故により放出された放射性物質が福島市を含め県内の広範囲に広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため（いわゆる子ども被災者支援法第1条）、健康上の不安や生活上の負担を強いられている子どもたちへの様々な支援が必要とされている中で、子どもの権利をより一層保障していくことが強く求められていることがあります。

原発事故による県内外への避難者は約16万人に及びました。原発事故の被害は深刻であり、政府の指示によって避難を強いられた人だけではなく、周辺地域の関連被害も含めて甚大な影響を与えました。福島市においても、多くの子どもたちが、低線量被ばくによる健康被害を恐れ外で自由に遊ぶことができない、将来的な健康への不安から精神的安定を得られない、内部被ばくへの不安から福島の飲食物を摂取できない、父母とともに避難した仲間を失うなど、多くの苦悩を強いられました。避難を余儀なくされた子どもを抱えた家族の中には、家族が分離し経済的な苦境や生活の激変に直面し、多くの困難をかかえているケースもあります。

このような事態を招いたことについて、何の責任もない、福島の未来を担うべき子どもたちの成長発達権を始めとする子どもの権利をより強固に保障していくことが大人たちには求められています。

子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利の実現をめざす子どもの権利条約は、従来、子どもをもっぱら保護の対象としてきた考え方を転換し、子どもも独

立した人格と尊厳を持つ権利の享有主体及び権利行使の主体として捉えています。

子どもの権利条約上、地方自治体がどのような義務を負っているかは明文で規定されているわけではありませんが、批准され国内法に組み込まれた条約は日本国憲法に次ぐ法的効力をもち、少なくとも法律より上位の法規範であるので、国内においては地方自治体も人権条約の実施主体として位置づけられ、条約の規定する子どもの権利を保障し、その権利実現のための施策を取らなければなりません。

特に、福島市は、1973年（昭和48年）3月22日の市議会の議決で、「われわれは、世界の恒久平和を実現するため、世界連邦建設の趣旨に賛同し、全世界の人々と相携えて人類永遠の平和確立に努力することを宣言する。」との平和宣言を行っています。加えて、1985年（昭和60年）12月26日議決に基づき、同61年2月1日には核兵器廃絶平和都市宣言を行っています。

日本国憲法はその前文において、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」として、第9条とともに憲法の三大原理の一つとしての平和主義の理念が基本的人権の尊重の基礎であることを明らかにしていますが、子どもの権利条約も、その前文において、個人の固有の尊厳及び平等かつ奪い得ない権利を認めることが自由及び平和の基礎を成すものであること、子どもが国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであると述べています。平和が人権や子どもの権利の保障と密接不可分であることを明らかにしています。

このように、日本国憲法及び子どもの権利条約とともに平和を希求し、世界に向けて平和宣言を行った福島市には、世界標準の人権規範ともいべき子どもの権利条約上の子どもの権利の保障という視点を福島市における子ども施策の基底におくことが求められています。当然国には子どもの権利条約上の権利の実現のための政策が求められていますが、子どもたちが実際に生活している場は地域社会です。特にいわゆる基礎自治体は、現実に生活している子どもたちと毎日向き合っている仕事をしています。子どもの生活の場に即して、子どもの目線に立って、保障されるべき権利を子どもにも理解できるように、かみくだきながら現実生活の中で実現していく分かりやすい条例の制定の作業を市民及び子どもたちの参加のもとに進めていくことが求められています。

2 総合性をめざす本条例

本条例の内容は、子どもの権利の保障を総合的にとらえ、権利の保障を実効性のあるものにしていけるように具体的な制度や仕組みを含んだ内容構成となっており、各章の内容がそれぞれ相互に補完し合いながら全体としても実効的なものになるよう配慮しまとめています。

子ども条例は、子どもの権利の総合的保障をめざす「総合条例」、子どもの相談及び救済や子どもの虐待防止、障がいのある子どもの福祉など個別の問題や重点課題へ

の対応など子どもの権利を個別的な施策や制度で実現していく「個別条例」、諸般の事情から子ども施策を推進するための原則や理念などを定めるに止め、その後子ども施策を推進していく「施策推進の原則条例」に分類されます。

本条例については、上記したような条例制定の経緯から総合条例として制定することが求められているといえます。

本条例は、「子どもの権利についての理念、家庭・学校・施設・地域など子どもの生活の場での関係づくり、子どもの参加や救済のしくみ、子ども施策の推進や検証のあり方などを規定し、子どもの権利保障を総合的にとらえ、理念、制度・しくみ、施策などが相互に補完し合う」（解説教育六法・三省堂、子どもの権利・自治体立法編の解説参照）内容の総合条例となっており、子どもの権利の保障をより効果的に実現しようとしています。

具体的な構成としては、権利保障を進める際の理念や原則を前文及び第1章で定め、第2章で子どもの権利条約で規定されている個別的あるいは包括的に規定されている子どもの権利を子どもに分かりやすく、かつ、子どもが生活のなかで実感できるような表現で4つの括りに類型化して保障しています。第3章では、子どもの生活の場に即した権利の保障のあり方や施策にかかわる規定を設けています。第4章では権利保障のための参加を、第4章までで保障された子どもの権利が侵害された場合の救済制度を第5章に、前文からの第5章までの内容を受けて第6章で施策の推進について、第7章で市の施策や子どもの権利状況がどのようになっているかを子どもの権利委員会が検証していく仕組みになっています。

以上のように、これらの権利の理念や権利の保障のあり方と制度が相呼応して機能するような総合条例をめざしています。

本条例の構成にあたっては、各章・各条の内容がそれぞれ相互に補完し合うようになっているため、各条文の解釈にあたっては、本条例全体の中に位置づけ、相互に関係づけながら理解していくことが必要です。

福島市子どもの権利条例 前文

子どもはかけがえのない存在です。一人の人間として尊重され、よりよい環境の中で健やかに成長していくことが保障されなければなりません。

個人としての尊重

すべての子どもは、その命と健康が守られ、地域の中でのびのびと遊び学び、子どもが本来持っている生きるちからを發揮しながら成長していく権利、また、自分の考えや意見を自由に表現することができ、自分に関わるさまざまなことに参加できる権利、差別や虐待やいじめなどから守られ育つ権利を有しています。

子どもの権利について

このような子どもの権利は、平和な社会においてこそ実現されるものであり、子どもたちには平和に生きる権利が保障されなければなりません。

平和に生きる権利

子どもは、これらの権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができ、自分の権利を理解し、周りから尊重されることを通して他者の権利を尊重することができ、調和のとれた人間に成長できるのです。

子どもの権利保障と子どもの発達

大人は、子どもの最善の利益のためにそれぞれの役割を自覚し、ともに考え支えていく責任があります。

大人の責任

2011年の東日本大震災に伴う原子力災害は、子どもたちを取り巻く環境に深刻な影響を及ぼしました。福島の子どもの未来を担う子どもが、放射能汚染のない社会に生まれ、安全安心な環境の中で成長することができるよう、そして、どのような場合においてもこの条例に定める子どもの権利が保障されるよう、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの責任を果た

福島でこの条例を制定する趣旨

していかなければなりません。

このことは、福島の復興、ひいてはすべての人にやさしいまちづくりへもつながっていくものです。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利に関する条約の理念に基づき子どもの権利保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

子どもの権利保
障とまちづくり
決意表明

＜前文の構成＞

前文は七つの部分からなっています。まず初めに一人の個人としての子どもの尊厳と成長発達権について記述し、二段落目で子どもの権利条約で保障されている生きる権利、守られる権利、育つ権利及び参加する権利の4つの柱や差別の禁止などの一般原則を表明しています。

次に、三段落目で子どもの権利の保障の基礎というべき平和に生きる権利について言及しています。

四段落目は、子どもが自分の権利を理解し、周りから尊重されることを通して他者の権利も尊重でき、調和のとれた人格を持つ人間に成長することを述べています。五段落目では、子どもの最善の利益を確保すべき大人の責任に言及し、六段落目で条例の制定の契機の一つでもある東日本大震災に伴う原子力発電所事故による放射性物質の拡散の下での子どもの安全安心な環境の中で成長する権利及びその権利の子どもに身近な場や自治体レベルでの保障について述べています。そして七段落目で子どもの権利の自治体における保障のあり方としての子どもを中心としたすべての人にやさしいまちづくりの理念を復興と関連付けて確認したうえで、最後の八段落目で子どもの権利に関する条約の理念に基づき子どもの権利保障を進めることを宣言しています。

(1) 第1段落

ここでは、個人の尊重の理念の下、基本的人権の保障を基本原則とする日本国憲法及び子どもの権利条約の理念に基づき、子どもはだれもが、かけがえのない存在であること、生まれながらにして「権利の主体」であることを示しています。

子どもの権利条約は、子どもを保護される対象（客体）から自ら権利を行使する主体へと「子ども観」を転換し、その上で、子どもの権利について定めています

(2) 第2段落

子どもの権利条約で保障されている子どもの権利は、生きる権利、守られる権利、育つ権利及び参加する権利の4つの柱に括られ、その基本原理としては、差別の禁止などの4つの一般原則にまとめることができます。本段落においては、これらの4つの柱及び一般原則を要約して表明しています。

(3) 第3段落

子どもの権利は、平和な社会においてこそ実現されるものです。子どもたちには

平和に生きる権利が保障されなければなりません。

子どもの権利条約は、その前文において、個人の固有の尊厳及び平等かつ奪い得ない権利を認めることが自由及び平和の基礎を成すものであること、子どもが国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであると述べています。いわゆる国連憲章は、「われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救」うために国際平和を唱えています。

日本国憲法の前文にも「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とあり、第9条とともに個人に平和に生きる権利を保障していると考えられています。

(4) 第4段落

子どもが、その権利を保障されることにより、豊かな子ども時代を過ごすことができるようになり、かつ、子ども自身が子どもの権利について学習することで自分だけではなく相手にも同じように権利があり相手の権利も尊重しなければならないことを学び、十分な、そして調和のとれた人格の発達を実現することができると考えられます（なお、子どもの権利条約前文では、the full and harmonious development of his or her personality「人格の完全なかつ調和のとれた発達」と表現されています）。

(5) 第5段落

ここでは、子どもの権利を保障するに当たっての、大人の果たすべき基本的な役割を示しています。

大人は、子どもの思いや考えを十分受け止めるとともに、何が子どもにとって最も良いことなのかという「子どもの最善の利益」を考慮したうえで、子どもとともに考え、支援していく責務があることを表明しています。

「子どもの最善の利益」とは、条約全体を解釈、運用していく際の最も重要な基本原則の一つであり（子どもの権利条約第3条、なお、他の基本原則としては、同条約2条の差別の禁止、同条約6条の成長発達権、同条約12条の意見表明権があります。）、この条例でも、前文のほか、第3条「責務」、第13条「いじめの防止」、第17条第5項において、この文言を用いています。

(6) 第6段落

この条例制定に向けての動機として、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島

第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が福島市を含め福島県の広範囲に広く拡散し、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられている福島県の子どもたちの権利保障のために、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの責任を果たしていかなければならないことを述べています（「はじめに」の条例制定の背景をご参照）。

(7) 第7段落

このことは、福島の復興、ひいてはすべての人にやさしいまちづくりへもつながっていくものです。

「子どもにやさしいまちづくり」（C F C = Child Friendly Cities）事業は1996年に国連のハビタット（HABITAT II 人間居住会議）という国際会議で提唱され発足しました。2000年には、ユニセフの調査・研究部署であるイノチェンティ・リサーチ・センターに事務局が作られ、世界ではヨーロッパを中心に900の自治体が参加しています。日本からは川崎市が参加しています。

「子どもにやさしいまち」とは子どもの権利を保障するために積極的に取り組むまちのことです。

ユニセフでは、このようなまちづくりのために必要な仕組みや活動（building blocks）を9つ挙げています。それは次のとおりです。

1 子ども参加

自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたち自身の積極的参加を推進すること

2 子どもにやさしい法的枠組み

子どもの権利を保障する法制度

3 都市全体に子どもの権利を保障する施策

子どもの権利条約を基盤とした子どもの権利条例に基づき、子どもにやさしいまちの詳細な総合計画と行動計画を定めて実施する。

4 子どもの権利部局または調整のしくみ

地方自治体の中に子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための体制をつくること

5 事前・事後の子どもへの影響評価

事前事後に法律・政策が子どもに与える影響を組織的に評価するための体制をつくること

6 子どもに関する予算

子どものための十分な予算配分を確保するとともに子どものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障する。

7 子どもの報告書（「自治体子ども白書」）の定期的発行

子どもたちと子どもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が保障され、それが報告されること

8 子どもの権利の広報（子どもの権利の周知徹底）

大人や子どもに子どもの権利についての認識を高める。

9 子どもの権利擁護

子どもオンブズマンの設置など、子どもの権利が守られているか監視すること、子どもの権利を促進するために活動しているNGOや独立した人権団体の支援

この段落は、上記の「子どもにやさしいまちづくり」の理念を背景にして、市の子どもにかかわる施策の全般について子どもの権利の保障を基軸とすることにより、子どものみならず、すべての人にやさしいまちづくりが進められるべきであることを述べています。

上記の9つの活動の中では、1の子どもの参加が冒頭に挙げられていることが注目されます。原発事故により放出された放射性物質の拡散による被害を受けた福島市においても、復興の過程で子どもたちの声が積極的に取り入れられるよう、また復興に向けたまちづくりに子どもたちが参画できるような環境づくりが求められています。そのようなまちづくりの過程で、子どもたちは原発事故や被災と向き合い、意見を交わし合いながら子どもの権利について学び、自分たちのまちの未来について主体性を持って考えを深め、自ら未来を切り開いていくことができます。

(8) 第8段落

ここでは、前文に定めていることをすべて踏まえたうえで、条約の理念に基づき、市民と市が一体となって、子どもの権利の保障を進める決意を明らかにしています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

本条は、人間としての大切な「子どもの権利」の保障を進めることを、条例の目的として規定したものです。

【解説】

本条例の「子どもの権利」は、子どもの権利条約上の権利が前提となっています。子どもの権利条約は、法的に拘束力をもつ歴史上初の子どもの権利に関する取り決めであり、この条約以前の国際条約のなかで規定されている権利の保障を踏襲しさらに発展させ、子どもの権利をすべてひとつにまとめあげたものです。日本は、1994年（平成6年）に本条約に批准しています。

地方自治体レベルで子どもの権利条約を活かし、子どもの相談や救済、子どもの参加など様々な子ども施策を地域の実情に応じて、子どもの生活圏レベルで展開し子どもの権利の定着をはかる試みが子どもの権利条例の制定です。

本条は、本条例の制定にあたって子どもの権利保障に取り組む際の基本的な考え方を前文で提示したことを受け、子どもの権利の保障を図る目的の下に本条例で定めている内容を、市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等のいくつかの柱として例示したものです。

また、本条は本条例が子どもの権利の総合的保障をめざす「総合条例」であることを明らかにしています（条例の分類については「はじめに」を参照）。

本条例は、子どもの権利の保障を目的として明記し、「子どもの権利についての理念、家庭・学校・施設・地域など子どもの生活の場での関係づくり、子どもの参加や救済のしくみ、子ども施策の推進や検証のあり方などを規定し、子どもの権利保障を総合的にとらえ、理念、制度・しくみ、施策などが相互に補完し合う」（解説教育六法・三省堂、子どもの権利・自治体立法編の解説参照）内容の総合条例となっており、子どもの権利の保障をより効果的に実現しようとしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 20歳未満のすべての者をいいます。
- (2) 保護者 親及びそれに代わる者（未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するもの）をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校、その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は利用する施設をいいます。
- (4) 施設設置管理者 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者をいいます。
- (5) 施設関係者 施設設置管理者、育ち学ぶ施設の職員その他同施設で職務を行う者をいいます。

【解説】

[1]第1号関係 子ども

本条例では、その適用範囲を20歳未満とし「子ども」と定義しています。

「子どもの権利条約」、「児童福祉法」、「児童の虐待等の防止に関する法律」はその対象年齢を18歳未満としていますが、本条例は、18歳、19歳の民法上の未成年者についても対象範囲に含めることにより、法の谷間を埋め、権利擁護の対象を拡大しています。本条例によれば、上記児童福祉法等の対象から漏れる18歳、19歳の未成年者に対しても本条例に基づく権利の擁護が図られることとなります。また、18歳、19歳の未成年者を含む子どもを対象にすることは、現行民法を前提にした権利擁護の観点から適切であると考えられます。

すなわち、民法上、未成年者は、法律行為をするにはその法定代理人の同意を得る必要がある（民法5条1項本文）こと、親権を行う者の許可を得なければ職業を営むことができない（民法828条1項）こと、婚姻をするには父母の同意を得る必要がある（民法737条）ことなどが規定されており、自立を考える18歳や19歳の未成年者の自律的意思決定と対立する場合があります（例えば、18歳の者が親権者の反対を押し切って家を出てアパートを借り、就職して一人暮らしする場合など）。本条例は、このような場合でも、18歳や19歳の未成年者を「子ども」に含めることにより、本条例の趣旨に従いその権利の擁護を全うすることとしました。本条例の趣旨に従いその権利の擁護を全うするとは、子どもの意思決定にそのまま従うことでは必ずしもなく、本条例で定めた子どもの権利が尊重され、権利救済を求める手続き等の中でも子どもにとって最善の利益が図られることを意味します。

また、20歳未満の者は、「少年」、「青少年」、「未成年」とも呼称されますが、「少年」は男子の呼称として主に使用されること、「青少年」は20歳を超えても使用されること、「未成年」は成年に達していないという消極的な意味しかもたないこ

とからすると、権利行使の主体性を表現する意味で「子ども」という用語がふさわしく、本条例では「子ども」という表現を用いています。また、「児童」という用語は、どちらかというところ保護の対象というイメージが強いことから、本条例は「児童」ではなく「子ども」という用語を用いています。なお、「児童の権利に関する条約」は「子どもの権利条約」という呼称が広く容認され、使用されています。

[2]第2号関係 保護者

「親」とは、親権の有無及び監護権の有無にかかわらず、血縁上の親、養親を意味します。子どもの両親が離婚し、一方の親が単独で親権を行使し監護していても、他方の親も依然「親」として子どもの権利を保障するために本条例が定めた保護者の責務を果たす必要があります。

「それに代わる者」とは、「親」に代わり、親としての役割を果たすべき者をいいます。現実に子どもを監護している者は、親と同様に当該子どもの生活に密着していることから、その権利の保障を十全になしうることが期待され、本条例が定めた保護者としての責務を果たす必要があります。

[3]第3号関係 育ち学ぶ施設

(1) 総論

子どもの権利の保障を進めるうえで重要な役割を担う学校、施設等を明確に示す必要があることから、子どもが通学し、通所し、又は入所する施設を「育ち学ぶ施設」として規定しています。

(2) 児童福祉法に定める児童福祉施設

児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターをいいます（児童福祉法7条）。なお、国及び県には児童福祉施設の設置義務があり（同法35条1項、同条2項）、市町村は厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができます（同法35条3項）。

(3) 学校教育法に定める学校及び教育施設

学校教育法第1条に規定されている幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等、同法第124条に規定されている専修学校及び同法第134条に規定されている各種学校が該当します。各種学校（学校教育法134条）は、授業時間数・教員数や施設・設備などの一定の基準（各種学校規程等）を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置され、和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理・栄養などをはじめとする各種の教育施設が含まれます。各種学校は、専修学校とは授業時間数や生徒数などの点で違いがあります。例えば、専修学校の授業時間数は原則として年800時間以上ですが、

各種学校は年680時間以上であり、生徒数は、専修学校が40人以上でなければならないのに対し、各種学校では教員や施設の条件などを考慮して定めればよいものとされている点に違いがあります。各種学校の基準は、各種学校規定（昭和31年12月5日文部省令第31号）を参照してください。

(4) その他の施設

児童福祉施設、学校等の施設に類するものとして、民間のフリースクール、民間のスイミングスクールなどが含まれます。

[4]第4号関係 施設設置管理者

育ち学ぶ施設を設置する者、管理する者いいます。子どもの権利を保障する上で、育ち学ぶ施設は重要な役割を担うことから、本条例は、当該施設を設置管理する者についても子どもの権利をよりよく保障するために種々の責務を課しています。これらの責務の適用対象者を明確にするために本号が置かれています。

[5]第5号関係 施設関係者

施設関係者として、施設設置管理者、育ち学ぶ施設の職員その他同施設で職務を行う者を定義しています。本条例は、子どもの権利を保障するため、子どもの生活に密接にかかわる施設関係者に種々の責務を課しています。これらの責務の適用対象者を明確にするために本号が置かれています。

育ち学ぶ施設の職員とは、当該施設と主に雇用関係に基づいて職務に従事する者を意味します。職員でなくとも、育ち学ぶ施設において職務を行う者は、子どもとの関わりが相当程度想定できることから、子どもの権利の保障のためにも施設関係者に含まれています。

(責務)

第3条 保護者、施設関係者、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の地方公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

【解説】

[1]第1項関係

ここでは、保護者、施設関係者、事業者、市民及び市が、「子どもの最善の利益」を考慮して、子どもの権利の保障に努める必要があることを規定しています。「子どもの最善の利益を考慮し」とは、大人が、子どもに影響を与える決定をするときは、何が子どもにとって最も良いことなのかを、大切な判断の基準にするという考え方です。

[2]第2項関係

ここでは、市内に住所を有する子どもが、他市町村の育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所することなども想定されることから、市内の子どもが入所し、通所し、又は通学している他の公共団体、市外の公共施設等に対しても、子どもの権利の保障を推進するよう、働きかけを行うことを市の責務として規定しています。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第4条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければなりません。

本条は、本章において規定される「子どもの権利」が、成長・発達していく上で特に大切にされる必要があることを規定しています。

【解説】

ここでは、この章に規定している子どもにとって大切な権利を、すべての市民及び市が大切なものとして保障する必要があることを規定しています。

この章に定める「子どもにとって大切な権利」は、日本国憲法や条約などによって、子どもに保障されている権利の中から福島市の子ども状況を踏まえて、特に大切にされなければならない基本的な権利として明示したもので、この条例により、新たな権利として創出したわけではありません。

なお、本解説書は、条例に定める権利と条約との関係をわかりやすく表すため、それぞれの権利に対する関連の深い条約の条文を示しています。

(安心して生きる権利)

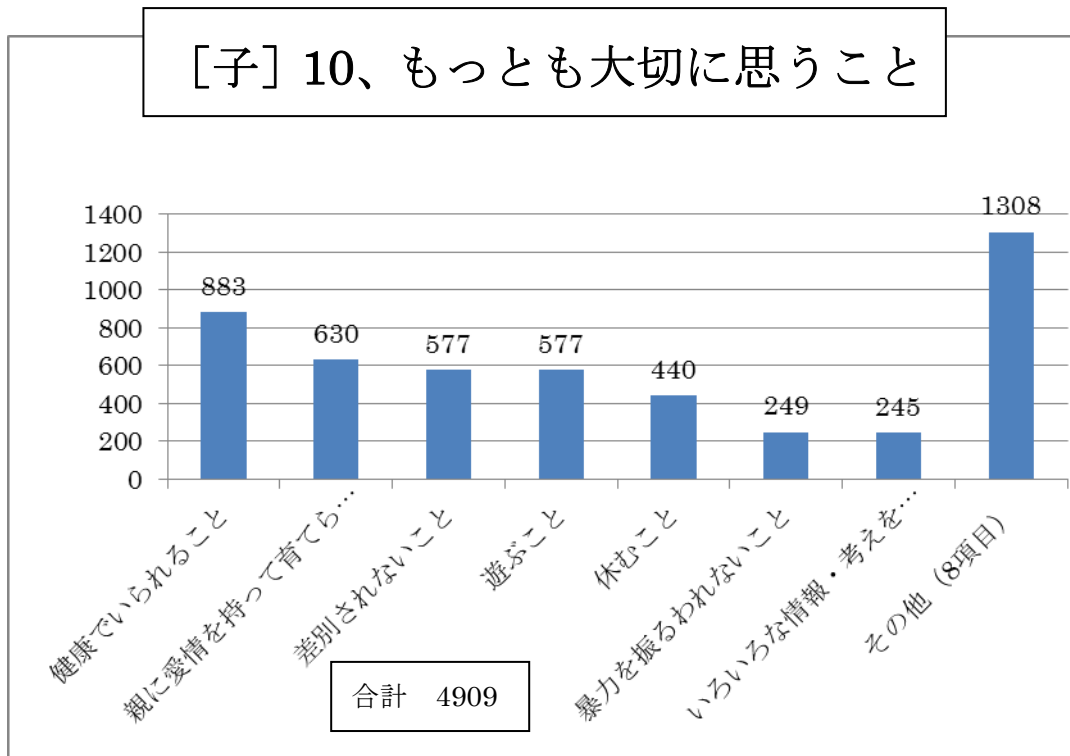
第5条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情を持ってはぐくまれること。
- (3) 父母により養育されること。父母による養育ができないとき、又は父母による養育が不適切なときは、これに代わる家庭的環境の確保等特別の配慮がされること
- (4) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- (5) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (6) 障がいは、一つの個性として尊重され、十分に充実した生活を享受すること
- (7) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- (8) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(9) 災害や放射能汚染による恐怖や不安にさらされずに生きること。

本条は、子どもが毎日の生活を送るうえで最も基本的となる「安心して生きるために大切な権利」を、第1号から第8号までに具体的に示しています。

なお、福島市子どもの権利条例制定推進会議が平成25年に小中高校生を対象に実施したアンケート（以下「子どもアンケート」といいます。）では、「もっとも大切と思うこと」という質問に対し、「健康でいられること」、「親に愛情を持って育てられること」が回答の1位、2位を占めています。



【解説】

[1]第1号関係

ここでは、人間一人一人の尊厳の源である命が、平和と安全のもとに守られ、安心して暮らせることを規定しています。子どもが安心して生きるためには、平和で安全であることが、すべての事柄の前提になると考えられます。

■関連条文：第6条「生命への権利、生存・発達の確保」

[2]第2号関係

ここでは、子ども一人一人が大切な存在として、周囲から愛情を持ってはぐくまれることを規定しています。

周囲の大人からのたくさんの愛情によって、心の安定や豊かさが満たされ、子どもの健やかな成長につながると考えられます。また、愛情を受けてはぐくまれるこ

とで、子ども自身も、他人に愛情をもって接することができ、他人を思いやる心はぐくまれると考えられます。

■関連条文：第7条「名前・国籍を得る権利、親を知り養育される権利」

第18条「親の第一次的養育責任と国の援助」

[3]第3号関係

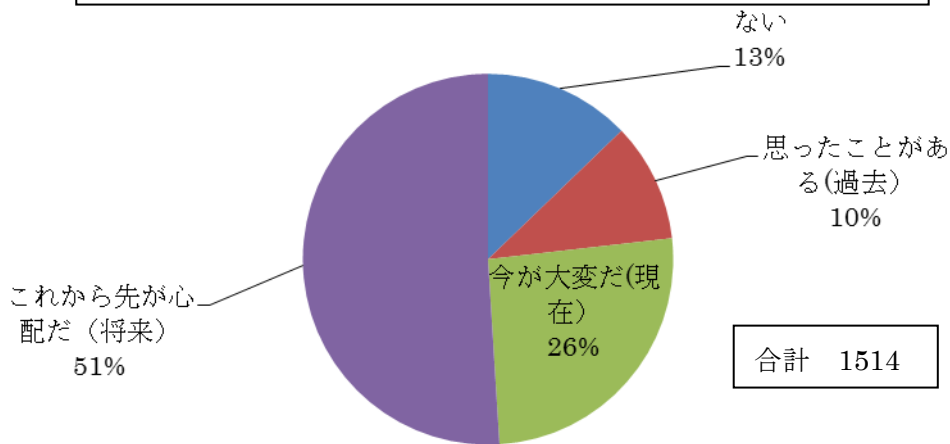
子どもは、その父母によって養育される権利を有します（第7条1項後段）。なぜなら、父母と子からなる家族が、「児童の成長及び福祉のための自然な環境」（条約前文第5段落）であり、通常、子にとって最も身近な存在である父母がその子の利益を最もよく実現すると推定されるからです。そして、それと同時に、子にとって親はかけがえのない存在であって、自分のアイデンティティを保全するためにも重要です。

このため、子どもの発達・養育に関する第一次的責任は親にあるとされています。国や第三者がこの責任を脅かしたり、不当に介入したりすることは禁止されています。子どもが、その父母により養育されることは、子どもの権利であるため、親は、子どもを養育するに当たっては、子どもの最善の利益を基本的関心としなければなりません。このように、子どもがその父母から経済的にも精神的にも愛情をもってはぐくまれることは、子どもの成長・発達においてとても大事なことです。しかし、子どもは生まれてくる家庭環境を選ぶことはできません。健康状態、経済状態その他によって、父母が自分の力だけではその責任を果たすことが困難な場合もあります。したがって、市はこのような原則を確保し、子どもの権利を保障するために父母や家庭に対し、適切な指導や援助をしなければなりません。

ところが、現在の日本においてはひとり親家庭の貧困問題、待機児童の問題、面会交流を支援する制度の欠如など、子どもにとって、父母による養育が十分になされるような公的制度や体制が整っているとは言いがたい状況です。また、東日本大震災以降、父母と離れて生活することを余儀なくされ、十分なふれあいの機会ももてないまま過ごしている子どもたちも増えています。

保護者アンケートでは、「経済的に大変だと思ったことがありますか」との問いに対し、「ない」と回答したのはたった13%で、ほとんどの保護者が経済的な不安や困難を抱えている（又は抱えていた）ことが浮き彫りとなっています。このような事情が父母による養育を困難にしたり、又は困難さから子どもへの虐待につながるような事態は絶対に生じさせてはいけません。

[保] 16、「経済的に大変だ」と
思ったことがありますか



なお、父母が養育責任を果たすことができないか、又は父母による養育が子どもの最善の利益を害する場合には、もちろん父母以外の者による養育がなされることとなります。しかし、その場合であっても子どもが健全に成長し人格形成をしていくためには安定したアタッチメントが重要であるといわれています。父母による養育を受ける子どもとの差や不平等が生じないように、家庭に代わる環境での子どもの養育が確保されるよう、市は積極的に措置をとらなければなりません。

本条は、子どもの権利という観点から、こうした問題点を克服することを目的として規定されたものです。

■関連条文：第7条「名前・国籍を得る権利、親を知り養育される権利」

第9条「親からの分離禁止と分離のための手続」

第18条「親の第一次的養育責任と国の援助」

第20条「家庭環境を奪われた子どもの保護」

[4]第4号関係

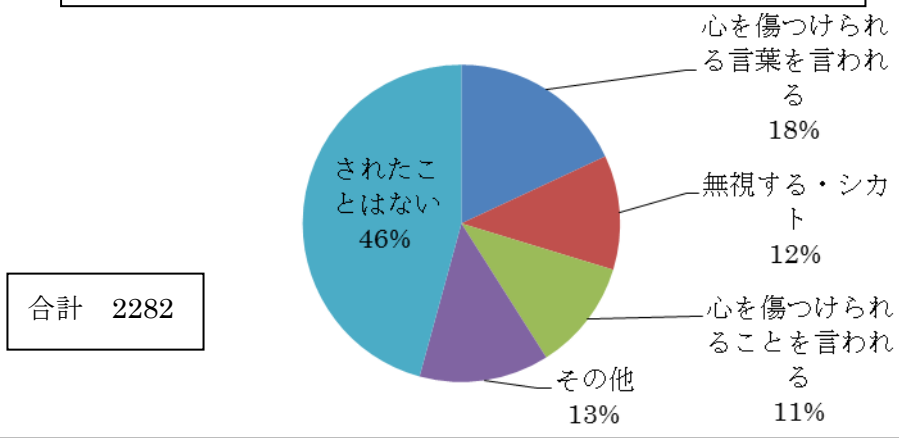
ここでは、子どもに対する重大な権利の侵害である、いじめ、虐待、体罰等から精神的にも肉体的にも、守られることを規定しています。

心や体が守られ、健やかに成長することは、子どもの基本的な権利です。特に、いじめ、虐待、体罰等は、子どもにとって日常最も身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

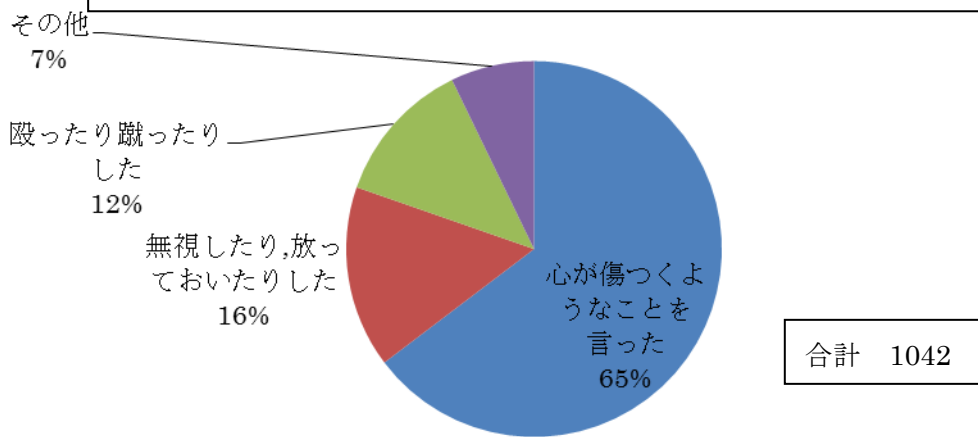
ところで、子どもアンケートによれば、いじめ、虐待、体罰に該当するような言動を受けたことのある子どもは、過半数に及んでいます。保護者アンケートでも、

多くの保護者が虐待に該当するような言動を行ったことがあると回答しています。

[子]29、次のようにされる・された ことがありますか



[保] 15、子どもに次のようなことをした ことがありますか



このような言動に至る背景には様々なものがあり、子どもをこれらの侵害から守るためには、その原因をきちんと研究し、取り除くことも重要です。

- 関連条文：第 19 条「親による虐待・放任・搾取からの保護」
第 39 条「犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰」

[5]第 5 号関係

ここでは、障がい、民族、国籍、性別等を理由として、差別や不当な不利益を受

けないことを規定しています。

なお、家族の状況を理由として、子どもが差別や不当な不利益を受けることも少なくないことから「子ども又はその家族の状況」と表現しています。

■関連条文：第2条「差別の禁止」

[6]第6号関係

障がいのある子どもには、障がいのない子どもと同じ権利があります。心や体に障がいがあっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません（尊厳）。自分のことを自分で選択して、決める自由も十分に保障されなければなりません（自立）。何より、このような権利は、社会から区別された生活の中で実現されるべきものではなく、社会の中に受け入れられ、その各自のニーズに配慮されながら実現されなければなりません（参加）。

市は、障がいのある子どもが上記の自由を保障され、充実した生活ができるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。なお、2014年2月19日から国内でも効力が発生している障害者の権利に関する条約においては、「合理的配慮の否定（※過度の負担ではないにもかかわらず、障がい者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：段差への渡し板の提供等）を行わないことを指します。）」も障がい者に対する差別であるとされています。

■関連条文：第23条「障害のある子どもの権利」

■関連条文：障害者権利条約第7条「障害のある児童」

[7]第7号関係

ここでは、子どもが自分のみを守るために必要となる情報や知識を得ることができることを規定しています。

「身を守るために」とは、身体に対する外部からの物理的な侵害ばかりではなく、精神的なものも含まれると考えられます。例えば、近年、子どもが生活する様々な場面において、多くの情報が氾濫しており、その中には、子どもの健やかな成長にとって有害な情報も少なくありません。子どもが自分の身をこうした有害な情報から守るために必要な力が得られるようにするために、適切な支援をする必要があります。

また、平成23年3月11日の東日本大震災時の状況を踏まえ、防災や放射線防護についての知識を学ぶことも重要であり、この規定の趣旨に含まれます。

■関連条文：第17条「適切な情報へのアクセス」

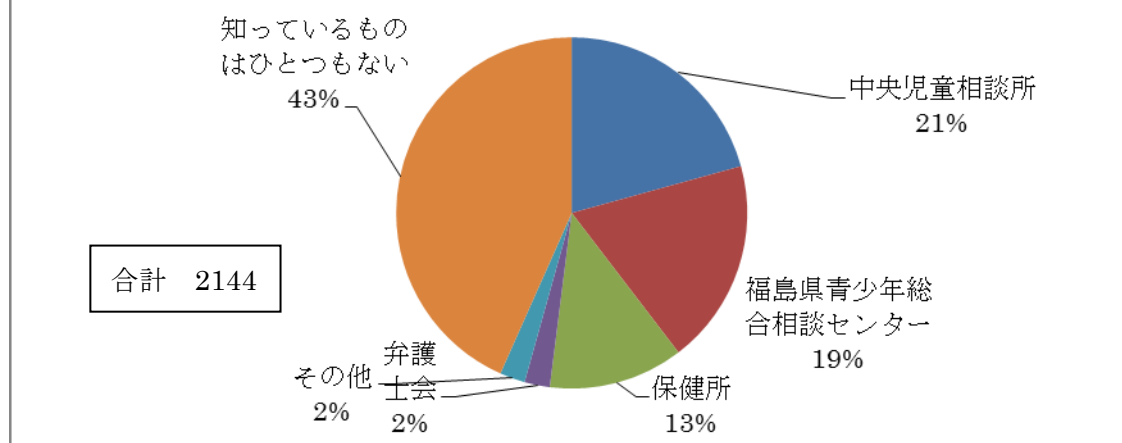
[8]第8号関係

ここでは、権利の侵害に悩み、苦しんでいる子どもが、一人で悩みを抱えることなく気軽に相談でき、適切な支援を受けられることを規定しています。

福島市には、子ども自身が利用することができる相談先も多数ありますが、子ど

もアンケートによれば、43%の子どもはそれらの相談窓口を知らないことが明らかとなっています。子どもが相談できる窓口を設置するだけでなく、それらが子どもにとって身近で使いやすいものにしていくことも重要な役割です。

[子] 32、相談を受けてくれるところを知っていますか



■関連条文：第19条「監護を受けている間における虐待からの保護」

[9]第9号関係

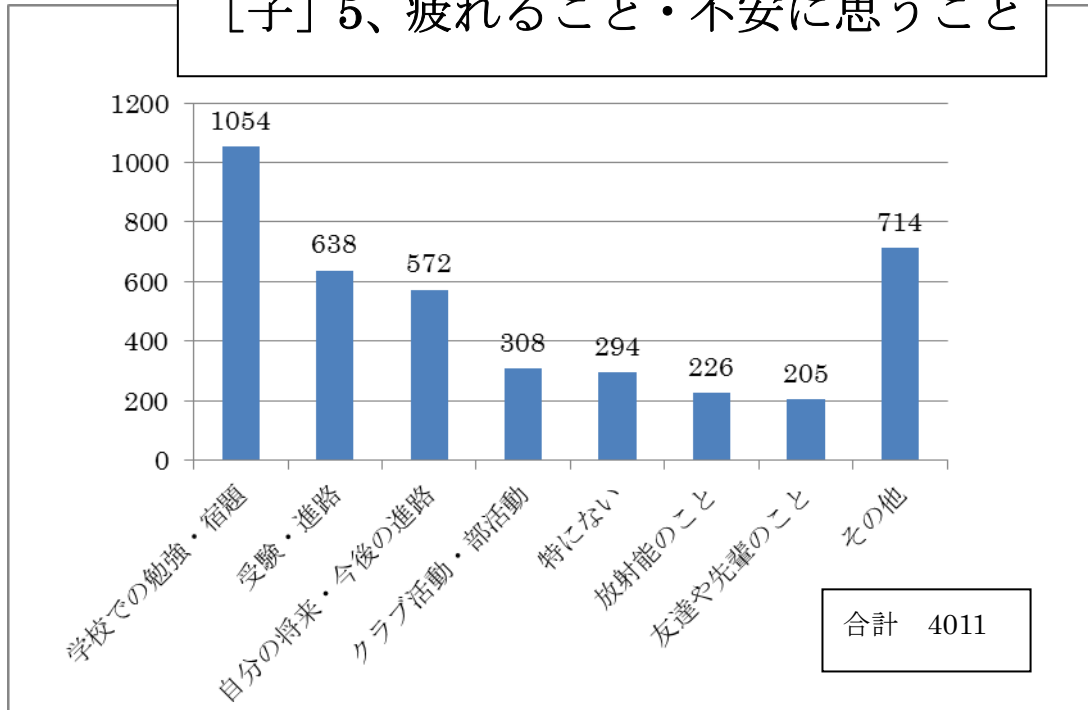
ここでは、子どもが、災害や放射線からの恐怖に怯えることなく、安心して暮らせることを規定しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、地震そのものにより負傷した人や停電・断水等により困難な生活を余儀なくされた人がたくさん出ました。体が小さく免疫力も弱い乳幼児等は特にこうした被害の影響を受けやすいため、市や大人は、万一、災害が発生しても子どもたちへの被害を最小限に食い止め、安心して生活を継続出来るように、日頃から十分な準備をしておかなければなりません。

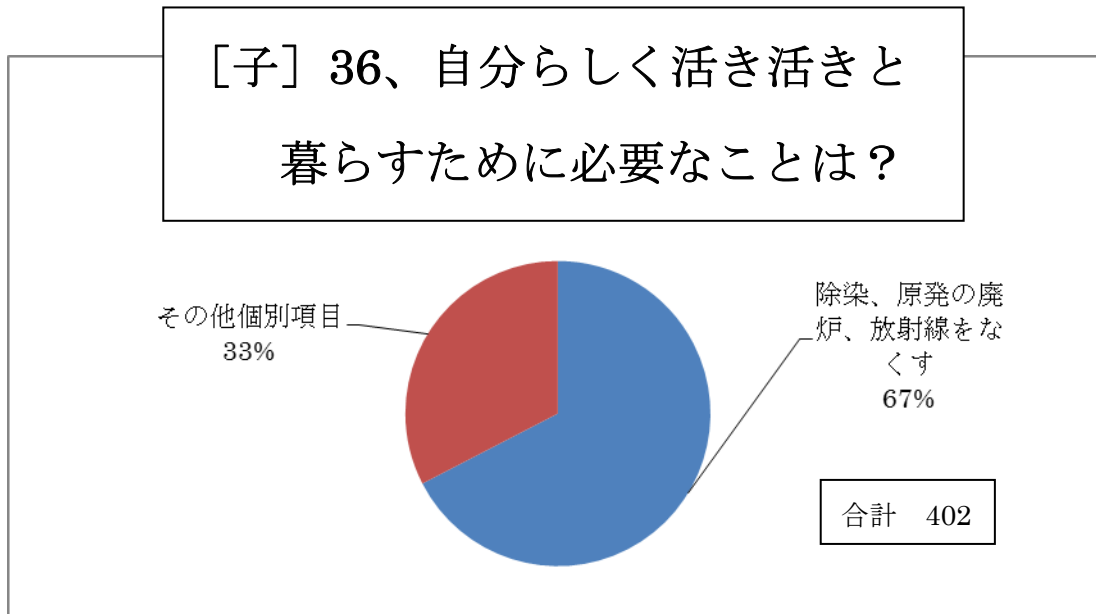
また、東日本大震災によって引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所事故により、福島市内にも多量の放射性物質が降り注ぎました。低線量被ばくによる健康影響の程度については科学者の間でも見解がわかれているところですが、少なくとも子どもは、放射線に対する感受性が鋭敏とされるうえ、余命が長く、その分生涯の累積被ばく量が多くなるため、被ばくによる健康への影響が成人の場合にも増して強く懸念されるといわれています。そのため、子どもが福島市で今後も安心して生活できるようにするためには、市や大人が子どもの受ける被ばく量を可能な限り少なくする努力を今後も継続する必要があります。子どもアンケートでは、「疲れること、不安に思うこと」という質問に対し、226名の児童生徒が「放射能のこ

と」と回答し、「自分らしく生き活きと暮らすために必要なことは」という質問には、実に 67%もの児童生徒が原発関係のことを指摘しています。もちろん、将来、二度とこのような事故を引き起こさせないことは言うまでもありません。

[子] 5、疲れること・不安に思うこと



[子] 36、自分らしく生き活きと暮らすために必要なことは？



(自分らしく生きる権利)

第6条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げ

る権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。

本条は、子どもが自分らしく生きるために大切な権利を第1号から第4号までに具体的に示しています。

ここで定める自分らしく生きる権利とは、子ども一人ひとりが個人として尊重され、自分が自分であることを大切に生きていくという趣旨を、親しみやすい表現で規定したものです。

自分らしく生きることで、子どものわがままを助長するのではないかと懸念する声を聞くことがありますが、ここでいう「自分らしく生きる」とは、他者の迷惑を顧みず、自分の権利だけを主張することとは異なります。社会生活の中では、自分の権利と同じだけ他者の権利も尊重することが大切であり、子どもは自分を尊重してもらうことを通じて他者の権利も尊重しなければならないことを学ぶということを子どもも大人も正しく理解できるよう、広報及び普及に努める必要があります。

【解説】

[1]第1号関係

ここでは、子どもが世界中でたった一人しかいない、かけがえのない存在として自分自身を大切に生きていくことができるように、という願いをこめて規定しています。

■関連条文：第14条「思想・良心・宗教の自由」

[2]第2号関係

ここでは、個々が持っている内面や外見的違いにかかわらず、一人の人間として、人格を尊重されることが大切であることを規定しています。

子どもは、個性や障がいの有無、民族、国籍、性別などの他人との違いを否定されることなく認められ、温かな心の交流と状況に応じた支援のなかで、健やかに成長・発達することができます。

■関連条文：第2条「差別の禁止」

[3]第3号関係

ここでは、自分が思ったことや感じたことを、話したり、文章に書いたり、絵に描いたり、歌ったり、演じたりすることなどを通して、自由に表現し、伝え合うことができることを規定しています。

これらの表現の自由が保障されることで、子どもは、自信を持って毎日の生活を送ることができると考えられます。

■関連条文：第13条「表現・情報の自由」

[4]第4号関係

ここでは、プライバシーの侵害は、子どもの自尊心を傷つけ、自信をなくしたり、自分を否定的にとらえたりする要因ともなることから、プライバシーが守られることを規定しています。

子どもだからといって、大人が黙って手紙やメールを開くなどの行為はつつしまなければなりません。子どもが危険にさらされる可能性があるなどやむを得ない場合があるかもしれませんが、例えば、メールなどの危険性について親子で事前の対策について話し合うなど、そのようなことが起こらない手立てを講じ、プライバシーを守ることが大切です。大人は、最善の利益を確保する観点から、子どもとしっかりと対話し、指導や助言を行うなどの支援をすることが求められます。

■関連条文：第16条「プライバシー・通信・名誉の保護」

(豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1)正しい科学的知識や多様な考え方を学ぶこと。
- (2)安全な場所で遊び、休息すること。
- (3)健康的な生活を送ること。
- (4)自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (5)夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (6)様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。

本条は、子どもが様々な経験を通して裕に育つために大切な権利を、第1号から第6号までに具体的に示しています。

【解説】

[1]第1号関係

ここでは、学ぶ権利を規定しています。

「学ぶこと」は、成長・発達する過程にある子どもにとって、保障されなければならない最も重要な権利の一つです。しかも、第6条で確認したとおり、子どもにはそれぞれ自分らしく生きる権利があります。このことに鑑みれば、学ぶ内容が間違っていたり、偏っていたりしてはいけません。正しい知識と多様な考え方・立場があることを学ぶことで、子どもはそこから自分が自分らしく生きるためにふさわしい知識を見つけ出すことができます。

■関連条文：第28条「教育への権利」

[2]第2号関係

ここでは、遊ぶ権利、休息する権利を規定しています。

「遊ぶこと」は、年齢に適した遊びやレクリエーションなどを通して、多くのことを経験することができる大切な権利です。さらに、適度に「休息すること」は、健やかな成長・発達にとって欠かせないことです。そのような子どもたちにとって大切な権利を保障する場所は、当然に安全でなければなりません。市や大人は、子どもたちが安心してのびのびと遊び、心から休息できるよう、安心・安全な場所を確保する必要があります。

なお、これらの「遊ぶこと」や「休息すること」は、好きなだけ遊び、休んでいいというものではありません。子どもの発達段階に応じた適切な遊びや休息とはどのようなものか、大人と子どもがともに話し合うことが大切です。

■関連条文：第31条「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」

[3]第3号関係

ここでは、健康的な生活を送ることを権利として規定しています。

原子力発電所事故によって、福島市の子どもたちは、低線量被ばくによる健康被害の不安にさらされています。したがって、子どもたちの健康を守り、増進させることは、特にこの福島市においては重要な課題の一つです。

また、近年、深刻な運動不足の子ども、スマートフォン依存となって生活に影響が出ている子ども等が問題になっていることから、市民の間に健康に対する理解が深まり、このようなことが少なくなるよう努めることも大事な取組みの一つです。

■関連条文：第24条「健康・医療への権利」

[4]第4号関係

ここでは、子どもが自分で考え、判断する力を身につけていくために、自分に関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めることを権利として規定しています。

なお、子どもだけであらゆる物事を決めることができるわけではなく、必要に応じて、大人の適切な助言等の支援を受けることが大切です。

■関連条文：第12条「意見表明権」

[5]第5号関係

ここでは、自分が決めた夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができること、すなわち失敗する権利があることを規定しています。

ともすると失敗は否定的にのみとらえられ、ときに体罰や虐待の原因ともなりえますが、人は成功だけではなく、失敗の中からも多くのことを学び成長することから、子どもが失敗を恐れず、いろいろなことにチャレンジすることは、子どもの健やかな成長・発達にとってとても大切なことです。したがって、大人や市は、子どもの失敗を否定的にとらえて叱責するのではなく、子どもがその中から学び、成長できるよう支援しなければなりません。

■関連条文：第29条「教育の目的」

[6]第6号関係

ここでは、子どもの感性を豊かにするために、様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむ権利を規定しています。

子どもは、自分の年齢や成長に応じ、多様な芸術、文化、スポーツ等の経験を積み重ねることで、豊かな人間性を養い、創造性をはぐくむことにつながります。

■関連条文：第31条「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」

(参加する権利)

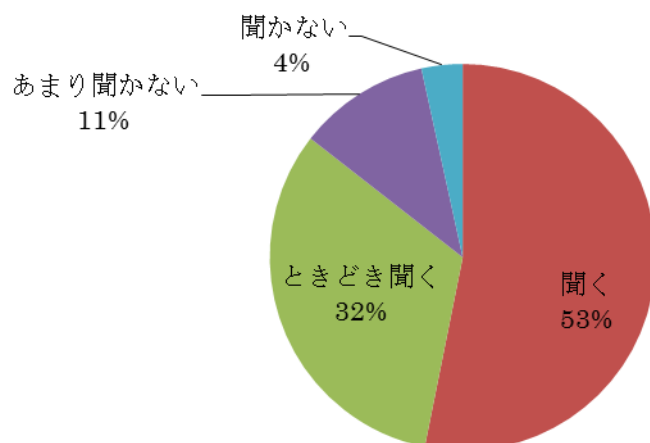
第8条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1)家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2)表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3)適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4)仲間をつくり、集まること。

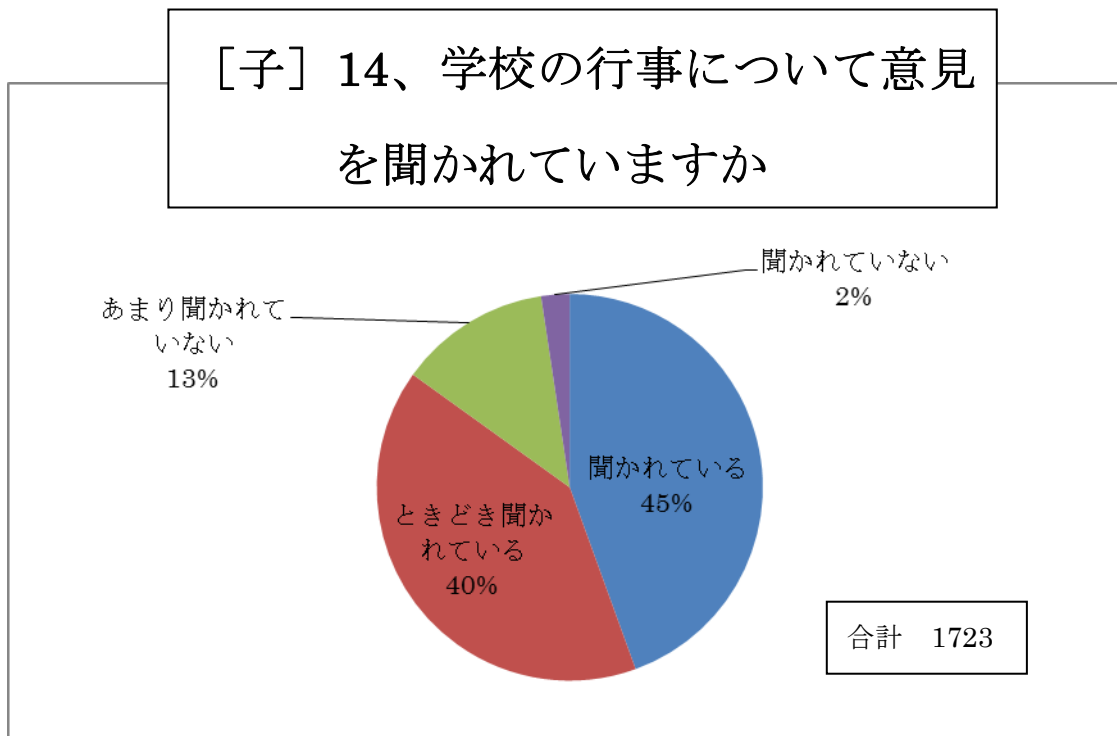
本条は、子どもが自分にかかわることに参加するために大切な権利を第1号から第4号までに具体的に示します。

子どもアンケートでは、「家で何かを決めるとき、おとなはあなたに意見を聞きますか」という質問に対し、85%の子どもが「聞く」「ときどき聞く」と回答しています。

[子] 12、家で何かを決めるとき、おとなはあなたに意見を聞きますか



また、「学校の行事について意見を聞かれていますか」という質問に対しても、85%の子どもが「聞かれている」「ときどき聞かれている」と回答しています。



このような大人の姿勢はとても重要で、今後もこの状況を維持していくことが大切です。そして、さらにそれを前進させてその表明された意見を、その年齢に応じて適切に配慮し、支援していくことが大切です。

【解説】

[1]第1号関係

ここでは、子どもが家庭、学校・施設、地域、行政等のあらゆる場面で、自分にかかわりのあることについて、意見を表明できる権利を規定しています。

子どもの意見表明権を保障することは、あらゆる子どもの権利が保障されることにつながる、特に大切な権利のうちの一つです。その一方、この意見表明権は、不当な干渉を受けやすい権利とも言うことができます。

子どもが意見表明を行うことは、勇気がいることであり、この権利の行使にあたっては、意見を表明したことで、不当な不利益を受けることのないよう、十分に注意しなければなりません。

■関連条文：第12条「意見表明権」

[2]第2号関係

ここでは、子どもが表明した意見は、年齢や成長に応じて適切な配慮がなされる

ことを規定しています。

子どもの意見は尊重されなければなりません、子どもが主張する意見のすべてが認められるわけではなく、年齢や成長の段階にあつては、最善の利益とは何かを考慮した結果、子どもの意見が受け入れられないことも考えられます。その際には、大人は、その理由を丁寧に子どもに説明することが求められます。

■関連条文：第12条「意見表明権」

[3]第3号関係

ここでは、子どもが自ら考えたり、参加したりするために、わかりやすい情報提供などの支援が受けられることを規定しています。

子どもの参加等を促進する立場にある市や大人は、子どもの年齢や成長・発達段階に応じた適切な支援を行うことが求められます。

■関連条文：第17条「適切な情報へのアクセス」

[4]第4号関係

ここでは、既存のものに参加するだけでなく、子ども自らが仲間を作り、集まって、企画・実施ができることを規定しています。

ここで定める「仲間」とは、子ども同士はもちろん、大人の仲間も含まれます。例えば、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ団体、ボランティア団体、町内会組織や子ども会などの地域活動への積極的な参加の経験を通して、豊かに成長・発達することが期待されます。

なお、この権利を行使する際にも、他人の迷惑になるような行為はあつてはならず、公共の安全や道徳、他人の権利の保護などの一定の制約のもと保障されている権利です。

■関連条文：第15条「結社・集会の自由」

第3章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第9条 保護者は、その子どもの養育及び発達に関し、年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、その子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、その子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくよう努めるものとします。

【解説】

[1]第1項関係

保護者が、子どもの年齢や成長に応じて適切な指導、助言等の支援を行い、子どもの権利の保障に努めることを規定しています。

子どもに権利主張を認めることは、子どもの言いなりにつながるのではないかという懸念がありますが、これは、権利の濫用、いわゆる我がままを認めるものではありません。仮に、濫用が生じたときは、子どもの最善の利益の観点から、適切な指導、助言等を行うという大人の役割こそが求められます。

■関連条文：第5条「親の指導の尊重」

第18条「親の第一次的養育責任と国の援助」

[2]第2項関係

家庭での子どもの意見表明について、保護者が、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、子どもの最善の利益は何かを判断し、発達の段階に応じて、これにこたえていく責任があることを規定しています。

なお、ここでは「意見」ではなく「思い」という表現を用いていますが、これは、子どもといっても、生まれたばかりの乳幼児から成人に近い者まで、様々な年齢層に及ぶことから、特に、乳幼児、障がいのある子どもなど、言葉で意見を表明することが難しい子どもの場合を考慮に入れているためです。

■関連条文：第5条「親の指導の尊重」

第18条「親の第一次的養育責任と国の援助」

(虐待及び体罰の禁止等)

第10条 保護者は、その子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

【解説】

[1]第1項関係

「児童虐待の防止等に関する法律」において、禁止が明記されている虐待に加え、「しつけ」の名のもとで行われる体罰についても、子どもにいやしがたい傷を与え、子どもの尊厳を害するものであることから、これらを併せて禁止する規定を設けています。

子どもの権利条約第19条においては、締約国が父母等による虐待から児童を保護するためのすべての適切な措置をとることが明記されています。

また、諸外国では、家庭内体罰を禁止している国が多数あります。

さらに、国連子どもの権利委員会の総括所見においては、その第1回において、家庭における体罰を法律で禁止するよう勧告されたほか、第2回及び第3回総括所見では「体罰」に関する独立項目が設けられ、家庭等における体罰等を法律で禁止

するよう勧告されています。

これらのことから、保護者の虐待及び体罰を禁止する規定を設けることは非常に重要であるといえます。

■関連条文：第19条「親による虐待・放任・搾取からの保護」

[2]第2項関係

虐待及び体罰について、市が迅速で適切な救済を行うことを規定しています。

児童福祉法では、児童に対して、必要に応じて医療上の措置の実施（同法19条、20条）、乳児院等への入所措置（同法27条1項3号）、一時保護（33条）等の対応を行うことが規定されており、市は、関係機関と連携して、虐待及び体罰を受けた子どもの保護や自立支援、心身のケアなどについて取り組むことが求められます。

■関連条文：19条「親による虐待・放任・搾取からの保護」

39条「犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰」

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

（開かれた施設づくり）

第11条 施設設置管理者は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

【解説】

育ち学ぶ施設において、施設設置管理者は、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設づくりを推進することを規定しています。具体的な施設として、例えば、学校や保育所等は、家庭や地域との連携強化をより一層推進するなど、子どもや保護者、地域住民などに開かれた施設運営を行っていく必要があります。

■関連条文：第3条「子どもの最善の利益」

（施設関係者の役割）

第12条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

【解説】

[1]第1項関係

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めることを規定しています。

[2]第2項関係

保護者の役割と同様に、子どもの思いを受け止め、こたえていく役割を規定しています。育ち学ぶ施設においては、子どもと施設関係者との信頼関係がとても重要であり、どんな小さな悩みであっても、子どもが悩んでいるときには相談にのり、対話や声かけなど、施設関係者から積極的に行動することが求められます。

■関連条文：第3条「子どもの最善の利益」

(いじめの防止)

第13条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

【解説】

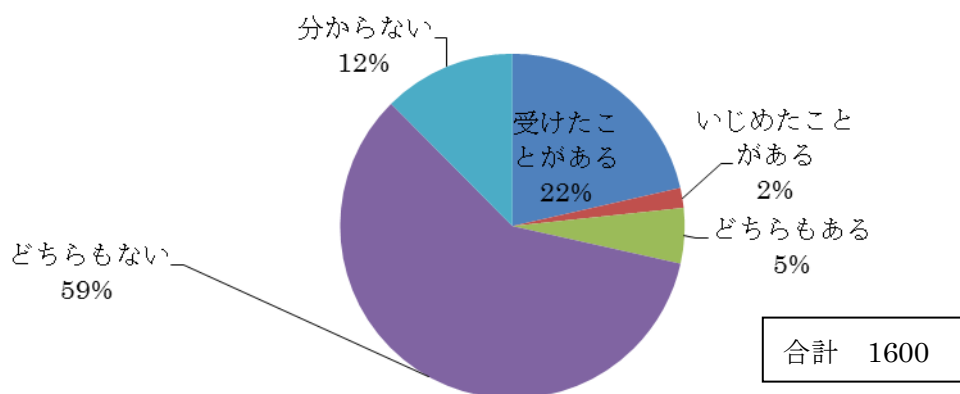
[1]第1項関係

いじめは子どもたちの心身に大きな影響を及ぼすことから、施設関係者に対して、その防止に努めることを規定しています。

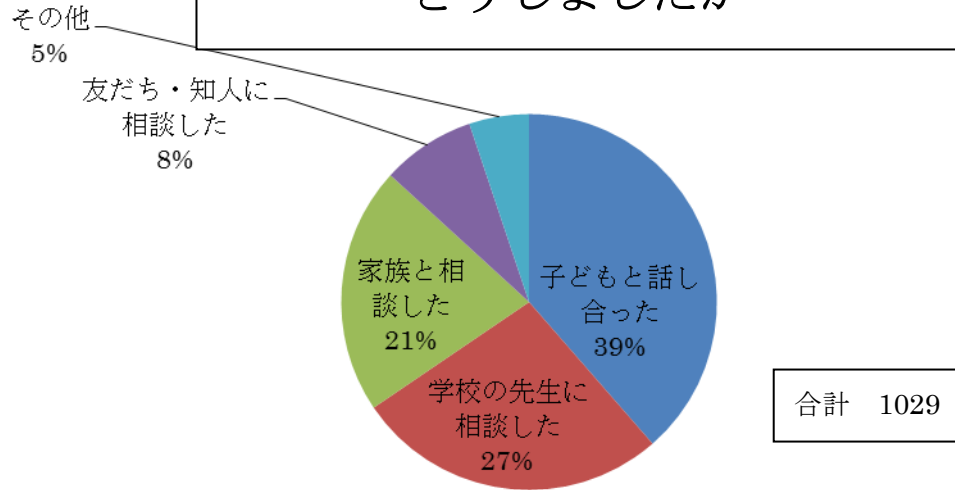
保護者向けの以下のアンケートでは、全体の30%近くの子どもがいじめたり、いじめられた経験があるとされており、多くの子どもたちがいじめ問題を抱えています。また、いじめを受けたときの苦しさは、生きることや学校に行くことにも支障を来すように極めて深刻です。

育ち学ぶ施設において、いじめを防止することは子どもの健全な成長や発達にとって極めて重要であり、そのために施設関係者はいじめの防止に努めることが求められます。

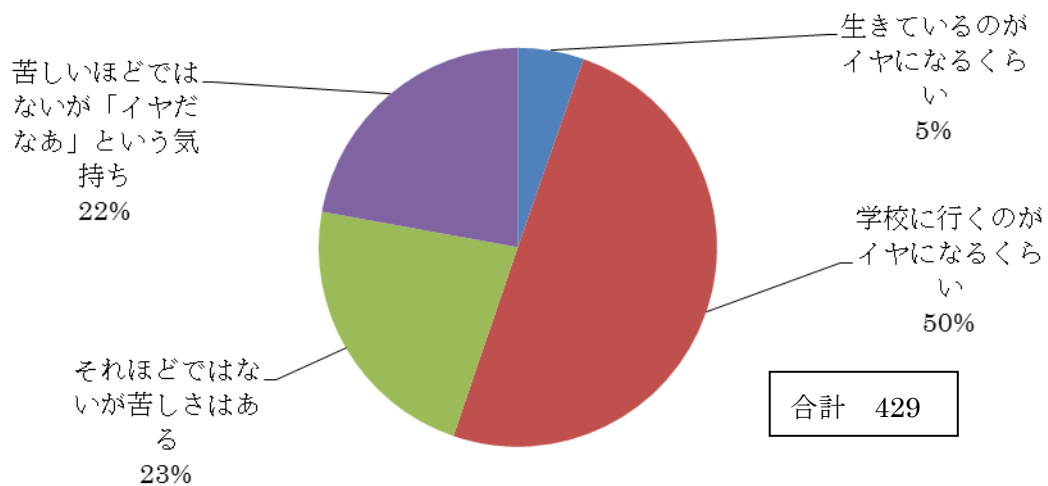
[保] 18、いじめを受けたこと いじめたことはありますか



[保] 19、いじめを受けたとき、
どうしましたか



[保] 20、いじめを受けたときの
苦しさは



[2]第2項関係

施設関係者が、いじめた者といじめを受けた者双方の最善の利益を考慮し、問題の解決に当たる必要があることを規定しています。

■関連条文：第3条「子どもの最善の利益」

(虐待及び体罰の禁止等)

第14条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

【解説】

[1]第1項関係

施設関係者に対して、虐待及び体罰の禁止を規定しています。

児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」といいます。）は、「児童虐待」の定義につき、同法上の保護者（親権者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童について行うものとし、「児童虐待」を禁止、予防、早期発見等するための措置等が定めていますが、施設関係者の虐待等については明示的な規定を置いていません（なお、児童虐待防止法3条は、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」と規定しています。）。児童福祉法は、被措置児童虐待を定義し、同法に規定する施設等の長や職員の虐待等を禁止しています（児童福祉法33条の10～15）。

学校教育法11条は、その但し書きにおいて、校長及び教員の体罰を禁止しています。

子どもの権利条約は、施設等に措置された子どもに、治療や措置についての定期的検査を受ける権利を有することを認め（条約25条）、学校の規律は子どもの人間の尊厳と一致する方法で条約に従って行われるべきことを規定している

（条約28条2項）ことから、施設や学校における体罰、虐待を禁止していることは明らかです。また、国連子どもの権利委員会でも総括所見において、家庭及び代替的養護現場を含むあらゆる場面で、子どもを対象とした体罰及びあらゆる形態の品位を傷つける取り扱いを法律により明示的に禁止することを締約国に求めています。

以上の日本の法律及び国際的な子どもの権利擁護の水準に鑑み、施設関係者の子どもに対する虐待及び体罰を禁止することを明確にしました。また、本条例の施設関係者は、児童福祉法や学校教育法で定義された施設や学校以外のものも含むことから、対象がより広がっている点にも意義があります。

[2]第2項関係

虐待、体罰を受けた子どもに対する施設関係者の迅速かつ適切な救済の必要性を規定しています。

虐待を受けた子どもに対しては、国や地方公共団体がその保護や自立の支援等をするための必要な体制の整備に努めること（児童虐待防止法4条）、被措置児童虐待を発見した場合の通告・届出、都道府県の措置等（児童福祉法33条12～14）が法律で定められています。

子どもの権利条約は、締約国に対し、あらゆる形態の放任、搾取または虐待の犠牲になった子どもが身体的及び心理的回復ならびに社会復帰することを促進するためにあらゆる適当な措置をとること、当該回復及び復帰は、子どもの健康、自尊心及び尊厳を育む環境の中で行われることを規定しています(条約39条)。

本条例では、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、虐待等にあった子どもの救済が重要であることを確認するとともに、条約が締約国に課した義務をより具体的に実効化するため、施設関係者を主体として明示し、迅速かつ適切な救済に努めるよう規定しました。また、虐待に該当しなくても、体罰が子どもに与える影響は大きいことから、施設関係者は体罰を受けた子どもに対しても、迅速かつ適切な救済に努める必要があります。

■ 関連条文：第25条「施設等に措置された子どもの定期的審査」

第28条2項「教育への権利」

第34条「性的搾取・虐待からの保護」

第39条「犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰」

(関係機関等との連携と研修)

第15条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

【解説】

[1]第1項関係

育ち学ぶ施設のみで問題解決の努力をするだけではなく、施設設置管理者は、児童相談所や各種相談機関、民生委員・児童委員、弁護士、医師など関係機関等との連携に努めることを規定しています。

[2]第2項関係

これらの問題について、施設設置管理者は、育ち学ぶ施設の職員が適切な対応をすることができるように、研修の機会を設ける努力義務を規定しています。

(事情等を聴く機会の設定)

第16条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等をしようとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けます。

2 子どもの行為でそれが当該子どもの意思に基づくものであっても、それが当該子どもの権利利益に重大な影響を及ぼすものについては前項と同様とします。

3 施設設置管理者は、第1項以外にも、子どもに対して不利益な措置を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよ

う努めなければなりません。

【解説】

[1]第1項関係

育ち学ぶ施設において、停学、退学又は退所、さらに、学校教育法第35条に定める義務教育段階における出席停止等の処分を行う場合には、施設設置管理者は、あらかじめ、当該子ども本人から事情等を聴く機会を設けることを義務として規定し、子どもの権利の保障を充実させることとしています。

[2]第2項関係

子どもが自分の意思で自分の権利利益に重大な影響を及ぼす事態を受け入れるとしても（例えば、子どもが自主的に退学を申し出た場合など）、当該子どもに及ぶ結果は、実質的に不利益な処分等がなされた場合と変わらないことから、第1項と同様に、施設設置管理者に、当該子ども本人から事情等を聴く機会を設けることを義務付けています。

[3]第3項関係

子どもに対して、第1項、第2項に規定するような権利利益に重大な結果を及ぼすものでなくとも、不利益な結果を及ぼす措置をする場合には、施設設置管理者に、当該子ども本人から事情等を聴く機会を設ける努力義務を課しています。

■関連条文：第12条「意見表明権」

(子ども本人に関する文書等)

第17条 育ち学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければなりません。

2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、公正な文書の作成に対する配慮がなされなければなりません。

3 育ち学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはなりません。

4 前項の情報は、育ち学ぶ施設の目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはなりません。

5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければなりません。

【解説】

[1]総論関係

本条は、育ち学ぶ施設における子ども本人に関する情報について、市の個人情報保護条例に基づいて内容を整理しており、同条例と内容的には共通するもので

す。子どもの権利の観点から、学校や施設における情報の作成と公開等の意義を捉え直し、またその制度を子どもたちが理解し活用できることも狙って本条を定めています。

[2]第1項関係

個人情報保護の観点から子ども本人にかかわる文書の管理、保管について定めています。学校での子ども本人にかかわる文書としては、児童個人表、家庭記録表、保険調査表、健康記録カード、成績資料、通知表、指導要録などがあります。

[3]第2項関係

子ども本人にかかわる文書の作成にあたって、とりわけ子どもの利害に影響するものについては、子ども本人か親の意見を求めなければならないことを定めています。例えば、事故報告書は、事実関係を客観的に把握し、公正な文書の作成が求められることから、当然のこととして事故に関わった子どもや親等の意見を求める必要が生じてきます。このように事実関係を客観的に把握する必要がある文書を、この第2項で「利害に影響するもの」として考えています。

[4]第3項関係

子ども本人にかかわる個人情報の目的の範囲を越えた収集や保管を禁止しています。目的の範囲とは、学校や施設それぞれの教育活動や生活指導に必要な範囲を意味します。

[5]第4項関係

前項で収集、保管している情報の目的外利用や外部提供を禁止していますが、この場合も、詳しくは市の個人情報保護条例に準じて運用することとなります。

[6]第5項関係

第1項及び第3項の情報についての子ども本人への提示や提供について定めています。この提示や提供も市の個人情報保護条例に基づいて行われることとなります。

第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第18条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利について従業員の理解を深めるよう努める

ものとします。

【解説】

[1]第1項関係

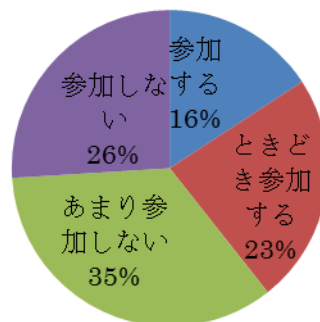
子どもは、地域において、様々な価値観を有する子どもや大人とのかかわりを通して、成長発達していく存在です。特に人格形成の途上であり、可塑性に富む子どもときに多様な人間関係の中で触れあうことは相互尊重を涵養する上でもとても重要な意義を有するものです。

そこで、地域における市民の役割として、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識して、子どもの権利の保障に努めることを規定しています。

[2]第2項関係

事業者は、地域の様々な場面で子どもと深いかかわりをもっていますが、事業者の役割として、とくに雇用する子どもに対して、子どもの権利の保障に努めること、従業員が子どもの権利について理解を深めることを規定しています。

[子] 17、地域の行事・話し合いへの参加



合計 1728

(地域における子どもの居場所)

第19条 子どもには、ありのままの自分である場所、休息して自分を取り戻す場所、自由に遊び、若しくは活動する場所又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」といいます。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及及び居場所の確保に努めるものとします。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係

団体との連携を図り、その支援に努めるものとします。

【解説】

[1]第1項関係

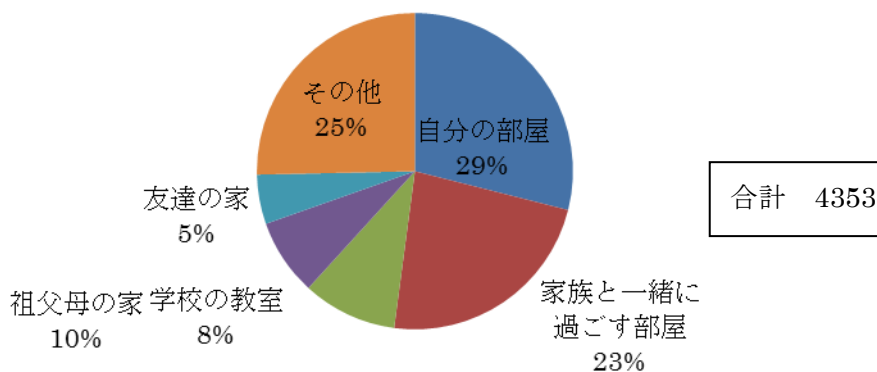
子どもにとって「居場所」は大切なものです。そこで、市が居場所についての考え方を普及させること、子どもにとっての居場所の確保に努めることを定めています。

なお、「居場所」という言葉は、この「第3節 地域における権利の保障」にしか出てきませんが、これは、子どもにとっての「居場所」が地域の中にだけあればいいという趣旨ではありません。家庭や学校等の施設も当然に、子どもにとっての「居場所」でなければなりません。しかし、家庭においては9条2項で、施設においては12条2項で、それぞれより積極的な規定を設けていることから、あえて「居場所」という表現を用いてはいません。

[2]第2項関係

市が子どもに居場所を提供し、また居場所を提供している市民及び民間団体を支援し連携を図ることを定めています。

[子] 26、ホッとできる場所は どこですか



(安全で安心な地域)

第20条 市民及び市は、地域において、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう必要な支援に努めるものとします。

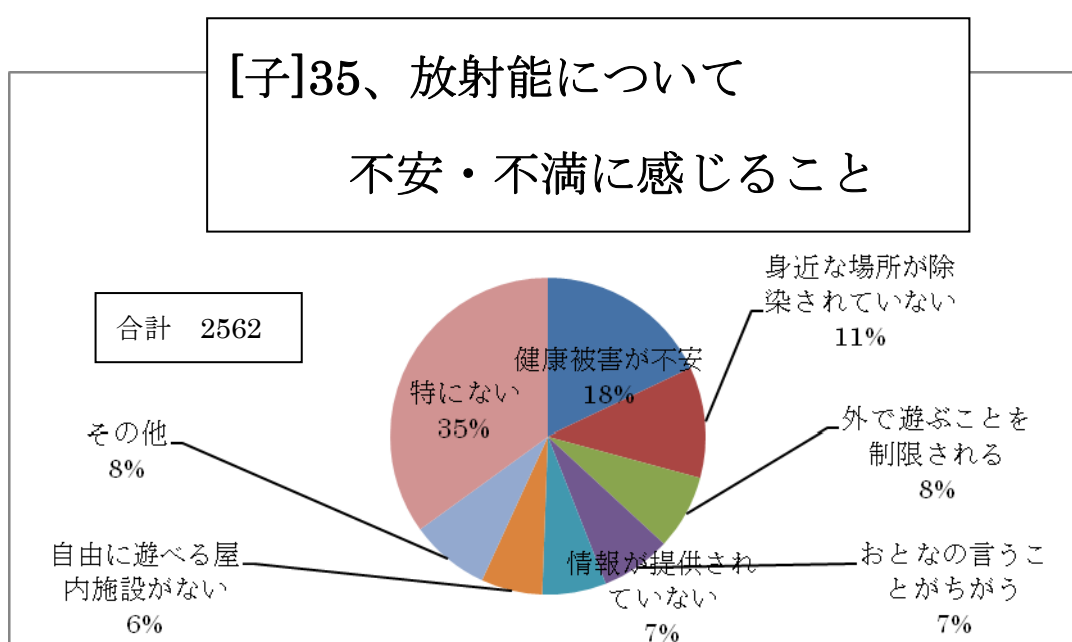
【解説】

[1]第1項関係

市民及び市が、地域において、子どもが、安全に安心して過ごすことができるよう努めることを規定しています。特に、原発事故による放射能汚染の被害を受けている福島市においては、市が放射線対策を行って健康管理や線量低減化に対する取り組みを充実させることが求められています。

[2]第2項関係

子どもが自分自身を守るための知識や技能を身につけるために、市民及び市が、子どもに支援を行うことを規定しています。



第4節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

(保護者への支援)

第21条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

【解説】

[1]第1項関係

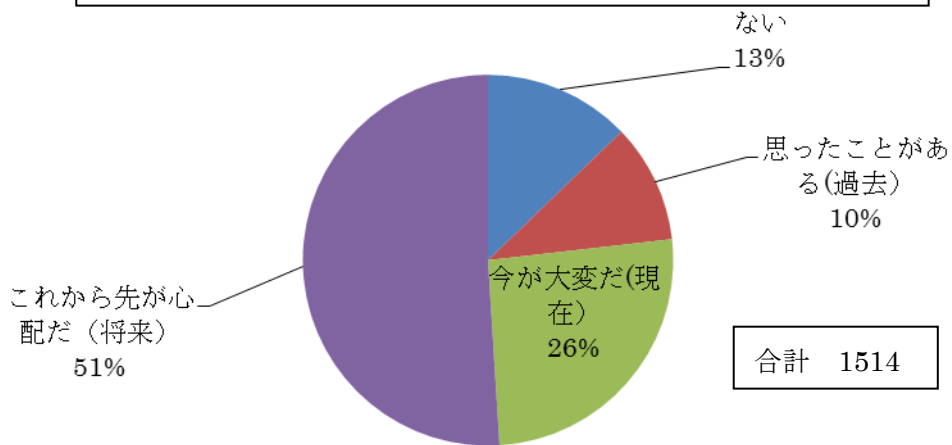
市に対して、すべての子育て家庭を対象とした子育て支援や、多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実を図ることが求められています。

なお、保護者アンケートによると、「経済的に大変だと思ったことがありますか」という質問に対し、「ない」との回答が13%となっており、多くの保護者が経済

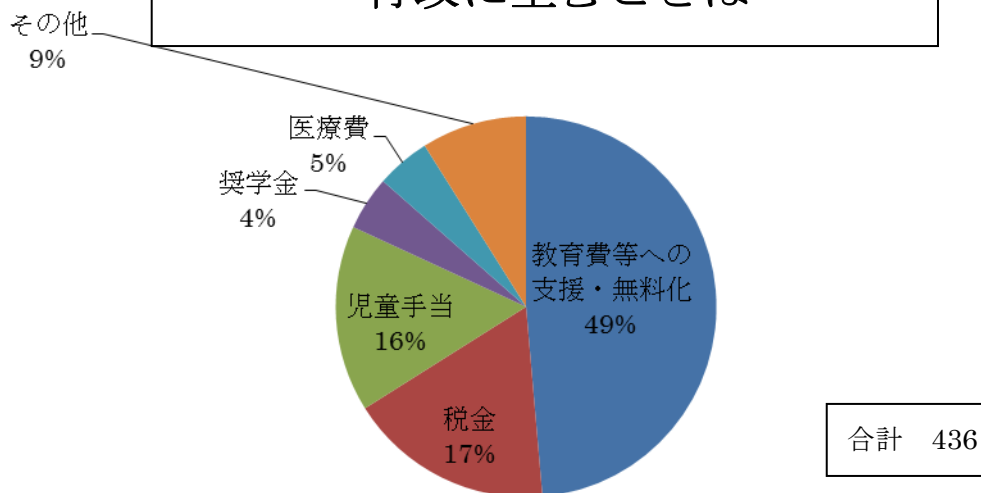
的不安を抱えていると回答しています。「経済的に大変」な保護者に対する「行政に望むこと」という質問に対し、「教育費等への支援・無料化」との回答が49%となっており、教育費に対する市の支援を望む意見が多くなっています。

■関連条文：第18条「親の第一次的養育責任と国の援助」

[保] 16、「経済的に大変だ」と 思ったことがありますか



[保] 17、「経済的に大変」 行政に望むことは



[2]第2項関係

事業所で勤務する従業員が、安心して子育てをすることができるよう、事業者に対して、子育てへの支援に配慮することを求めています。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第22条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

3 前2項の目的を達成するため、市は施設設置管理者に対し、必要な支援に努めるものとします。

【解説】

本条は、子どもが多く時間を過ごす学校や施設など育ち学ぶ施設で勤務する職員に対して、施設の設置者及び管理者が支援を行うことを規定しています。施設の設置及び管理者は、この規定を念頭に置いたうえで、それぞれの裁量により、勤務する職員に対する支援に努めることが求められます。

[1]第1項関係

職員が精神的にゆとりを持って、子どもと十分にかかわることができるよう、施設の設置者及び管理者に必要な職場環境の整備を求めています。

[2]第2項関係

職員が子どもの権利について正しく学び、理解を深めることができるよう、研修の機会を設けることを、施設の設置者及び管理者に求めています。

[3]第3項関係

施設設置管理者は、第1項及び第2項により、職場環境の整備し、研修の機会を設ける努力義務を負っていますが、それらの努力義務をより効果的かつ長期的に果たすことができるよう市は積極的な支援をすることが求められます。

(市民の地域での活動の支援)

第23条 市は、地域において子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、このような市民の活動を支援するよう努めるものとします。

【解説】

本条は、子どもの権利の保障のために活動を行う市民に対して、市が、事業の開催などの連携を行うとともに、市民が地域で行う様々な子どもにかかわる活動について、情報提供など必要な支援を行うことを規定しています。

第4章 子どもの参加

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

【解説】

本条は、子どもが、自らの生活にかかわる様々な場面で、意見を表明し、参加することが保障されることにより、子どもの健やかな成長・発達を支えることができ、また、大人とともに社会を構成するパートナーとして、福島市のまちづくりを進めることにつながるという視点から、子どもの参加等の促進を規定しています。

■関連条文：第12条「意見表明権」

[]第1項関係

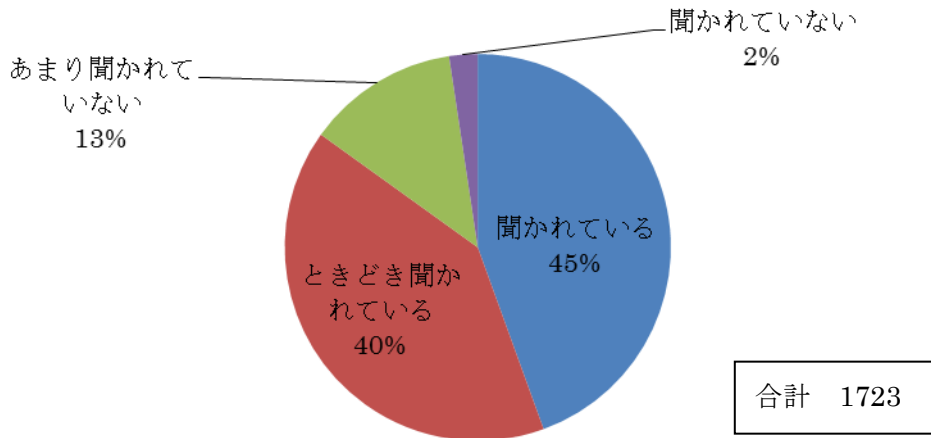
市の責務について規定しています。市政において、子どもの意見を取り込む取り組みを充実させるために、子どもの意見表明や参加の機会を設けることを規定しています。福島市は、これまでも「福島市子ども議会」を開催し、その中で子どもから市政についての提案が行われたりしていますが、今後も、子ども自身がまちづくりについて考えることで市政への参加と理解を深めるとともに、子どもの権利条約に定める意見表明権を体現する場を確保することが必要であるといえます。

[2]第2項関係

育ち学ぶ施設の設置者及び管理者である施設設置管理者についても、その役割として、施設の行事や運営等について、子どもの意見表明や参加の機会を設けることを規定しています。例えば、児童養護施設などにおける各種行事、学校における児童会や生徒会活動、クラブ活動、授業に関する感想、総合学習で取り上げる内容に関する希望について意見を聴くことなどが考えられます。

なお、子どもに対するアンケートでは、「学校の行事について意見を聞かれていますか」という問いに対して、「聞かれている」が45%、「ときどき聞かれている」が40%、「あまり聞かれていない」が13%、「聞かれていない」が2%となっています。

[子] 14、学校の行事について意見を聞かれていますか

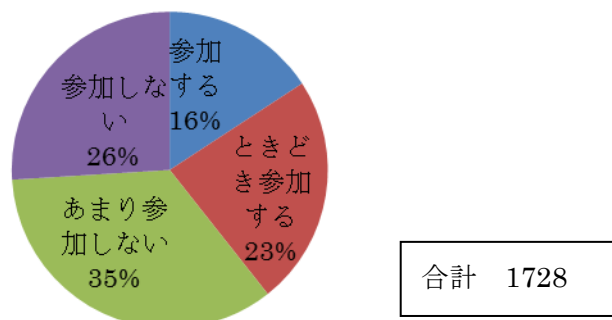


[3]第3項関係

地域における市民の役割として、芸術文化、スポーツ活動やお祭りなどの、地域における様々な場面で、子どもの意見表明や参加の機会を設けることを規定しています。

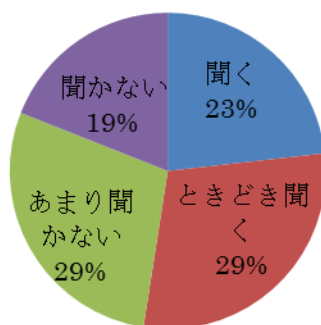
なお、子どもアンケートでは、「地域の行事・話し合いへの参加することがありますか」という問いに対しては、「参加する」と「ときどき参加する」を合わせて、39%となっています。

[子] 17、地域の行事・話し合いへの参加



また、「地域の行事を行うとき、おとなは子どもに意見を聞きますか」という問いに対しては、「聞く」と「ときどき聞く」を合わせて、52%となっています。

[子] 18、地域の行事/おとなは 子どもに意見を聞きますか



合計 1662

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

【解説】

本条は、児童会館や、公園などといった子どもが利用する市の施設の設置や運営等について、子どもの参加を配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くことを規定しています。

本条は、前条第2項において保障した、育ち学ぶ施設における子どもの意見表明や参加の機会について、「設置」についても含めて、個別具体的に規定したものと いえます。

■関連条文：第12条「意見表明権」

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するものとします。

2 審議会等は、子どもにかかわる事項を検討する場合、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めます。

【解説】

本条は、市が設ける附属機関¹を始めとした審議会等について、子どもの参加、意見表明の機会が配慮されることを規定しています。

[1]第1項関係

ここでは、子どもにかかわる事項について審議会等を開催する場合は、可能な限り子どもの参加について、市が配慮することを規定しています。

[2]第2項関係

ここでは、審議会等への子どもの直接的な参加が難しい場合であっても、審議会等において、アンケート調査等により、子どもの意見を聴くよう務めることを規定しています。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等を行うよう努めます。

【解説】

本条は、子どもの参加の促進を図るため、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めることを、市民及び市の役割として規定しています。

子どもが自分に関わることに参加し、意見を表明するためには、子どもが理解を深め、自分の意見を形成し、そして、それを正確に伝えられることが必要です。

このことから、子どもの参加等を促進する立場にある市民及び市は、子どもに関する施策や取組等について、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信を行うなどの支援を行う必要があります。

本条に伴う福島市の具体的な取組としては、市の施策・事業についての子どもにもわかりやすいパンフレット等の作成、子どもに対する情報発信のための専用ホームページの作成などが挙げられます。

¹附属機関：専門家や市民の意見を行政に反映させるため、審査、諮問、調査、計画策定、連絡調整等を目的として、地方自治法第138条の4第3項、第202条の3の規定により、法または条例に基づいて設置される機関。また、附属機関と同様の目的を持って、要綱等に基づいて設置された合議制の機関として、「類似機関」も含まれる。福島市行政組織規則第40条によれば、平成26年3月31日現在、36の附属機関が設定されている。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第28条 子どもは、福島市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）に対し、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができます。

2 市は、救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとします。

【解説】

本条は、救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談・救済について、関係機関等が協力・連携し、権利の侵害の特性に配慮した対応を行うことを規定しています。

福島市にも、いじめや虐待、体罰などの権利侵害に悩み、そして苦しんでいる子どもがいます。

子どもの権利の侵害の特性は、子どもがそれを受けたことを十分理解できないまま、あるいは助けを求めることができないまま日常化し、心に深い傷を残し、その後の成長に大きく影響を及ぼすおそれがあることなどが挙げられます。

ここでは、市全体の相談救済体制の充実を図ることを目的に、既存の相談窓口やカウンセリング窓口など各種相談機関が、より一層の連携強化を図り、子どもの最善の利益を実現すべく、権利の侵害の特性に配慮した対応を行うことを規定しています。

また、子どもの権利侵害については、多種多様のものが想定されることから、あえて権利侵害の類型を例示列举することはしていません。子どもに対するあらゆる権利侵害に対する救済を実現することを目的として、同条を定めるものとします。

(救済委員の設置等)

第29条 市は、子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、救済委員を設けます。

2 救済委員は、3人以内とし、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

3 救済委員の任期は3年以内とし、再任を妨げません。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。

5 救済委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

【解説】

本条は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、相

談から実際の救済までを行う新たな救済機関として救済委員を設けることを規定しています。

昨今、いじめや虐待が社会問題化しているほか、このような深刻な権利侵害に限らず、さまざまなことに悩み、そして苦しんでいる子どもたちが大勢います。

こうした子ども達に対し、既存の相談機関が相談を受け、問題を解決している事例も数多くあります。しかしながら、相談機関だけで解決に至らない場合もあり、また、被害を表現しにくい、対大人との関係で弱い立場に置かれることが多いなどの子ども又は子どもの権利侵害の特性からすると、子どもの声を早期に受け止め、悩みに寄り添う、子どもの立場に立った専門の救済機関が必要です。

子どもは、救済委員との対話を通して、自分が孤立した存在ではないという実感とともに自信や自尊感情を得ることができ、また、権利実現の過程において、子どもが本来持っている力を阻害している要因を軽減し、行動の選択肢を豊かにすることができるといったエンパワメントを図ることが期待されます。

以下は、アンケート結果から福島市における子どもに対する権利侵害や救済の実情について検討したものです。

◇子どもアンケート

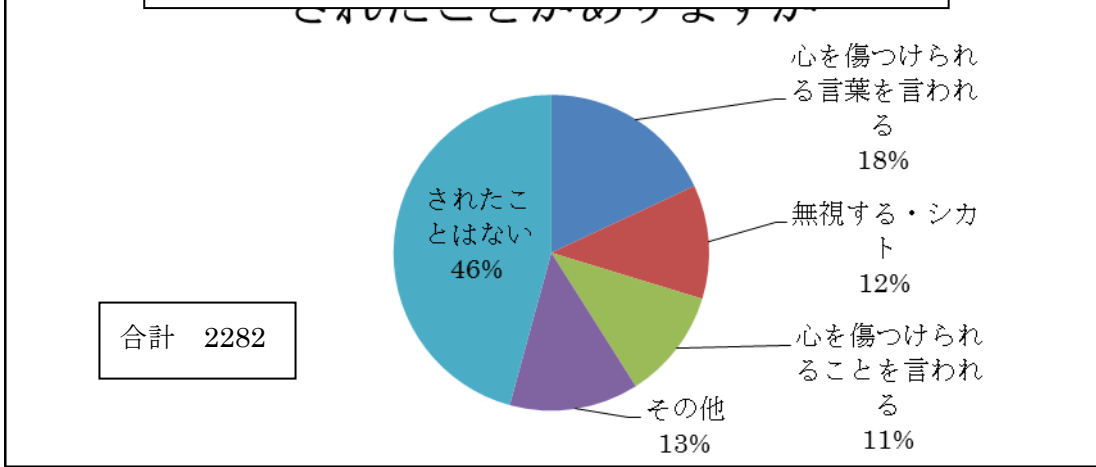
子どもアンケート29、30の結果によれば、福島市の子どもの54%が傷つけられたことがあると回答し、人権侵害を受けた可能性を示していますが、他の人に相談することにより解決を図ろうとする子どもはわずか22%にとどまります。

子どもが他者に相談せず、問題を抱え込むことにより、人権侵害の深刻化や最悪の事態を生ずるおそれがあります。アンケート30において、「生きていくのがいやになるだろう」という回答が11%にもわたっていることから考えれば、そのおそれは現実的なものであると理解できます。最悪の事態を招かないために、子どもの人権侵害に対する救済機関は必要不可欠です。

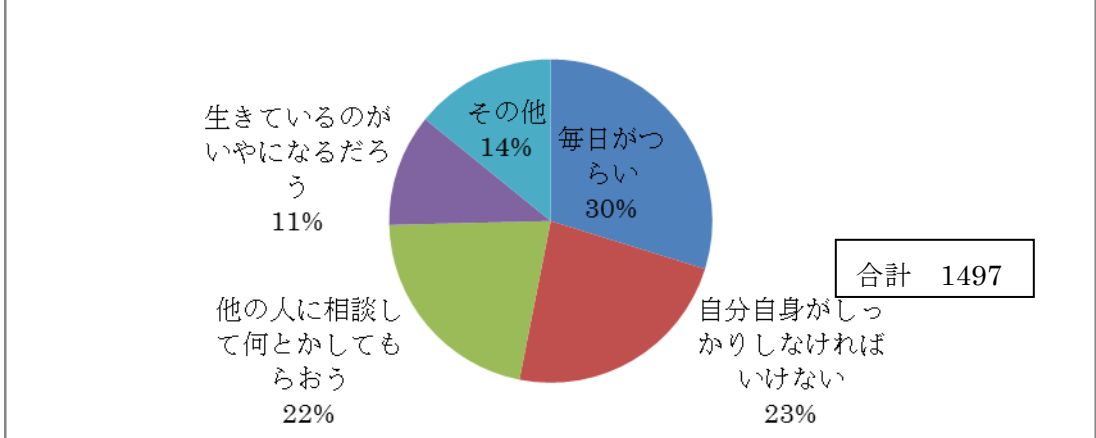
しかし、アンケート31によれば、いやなことをされたとき、「他の人に相談する」と回答している子どもは、わずか36%にすぎません。また、アンケート32からすると、相談を受けてくれるところについて知っているところがひとつもないと答えた子どもは43%もいます。

福島市において子どもは、人権侵害を受けた可能性がありながら、相談するところを知らないという現状があり、人権侵害を受けた場合の救済ルートが確保されているとはいえません。

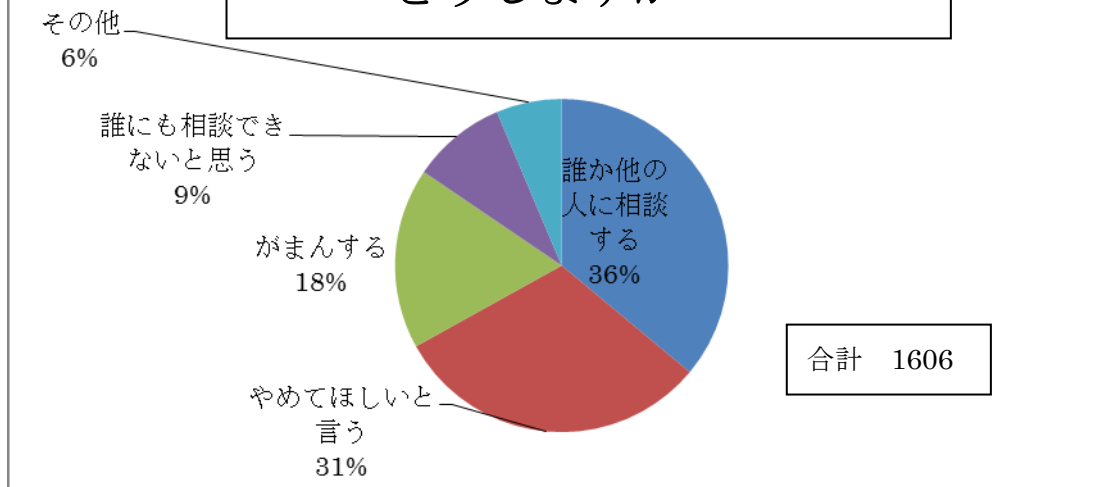
[子]29、次のようにされる・された
ことがありますか



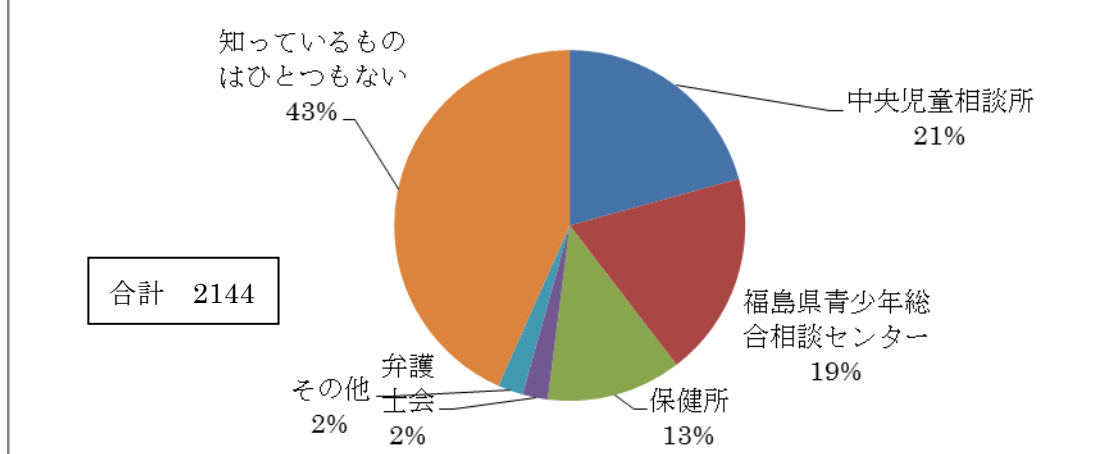
[子] 30、どんな気持ちになると
思いますか



[子] 31、あなただったら、
どうしますか



[子] 32、相談を受けてくれるところを
知っていますか



◇保護者アンケート

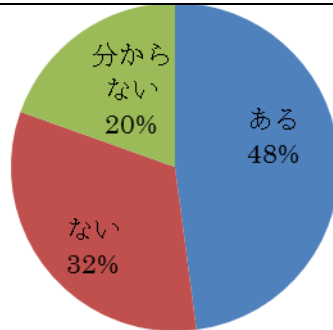
保護者アンケートからみても、子どもがいやな思い・つらい思いをすることを言ったり、行ったことがあるという回答が48%もあり、分からないという回答も含めると半数以上の保護者が子どもがいやな思い、つらい思いをしているのではないかとこの認識をもっています。

しかし、アンケート26、27をみると、保護者のほとんどが子どもが相談窓口や電話相談を利用したことはないと思うという回答をし、保護者の30%は相談窓口があることを知らないと思うと述べています。

保護者アンケートの結果から、子どもに対する人権侵害が存在するにもかかわらず、子どもが相談するところを知らないという深刻な現状が把握できます。

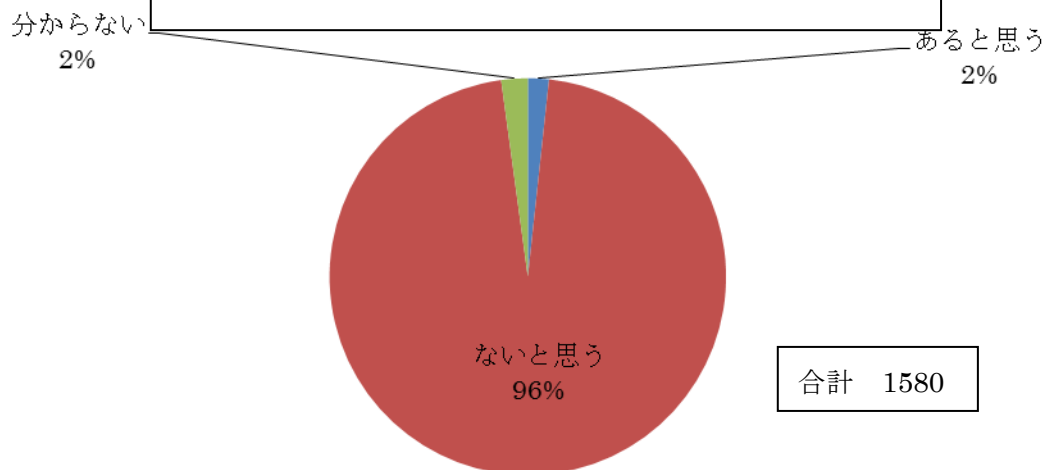
以上のアンケート結果からすれば、福島市においても、子どもの立場に立った専門の救済機関である救済委員が統一的な窓口として機能し、子どもが抱えた問題を解決していくことが求められているといえます。

[保] 14、子どもがいやな思い・つらい思いをするようなことを言ったり、行ったりしたことがありますか



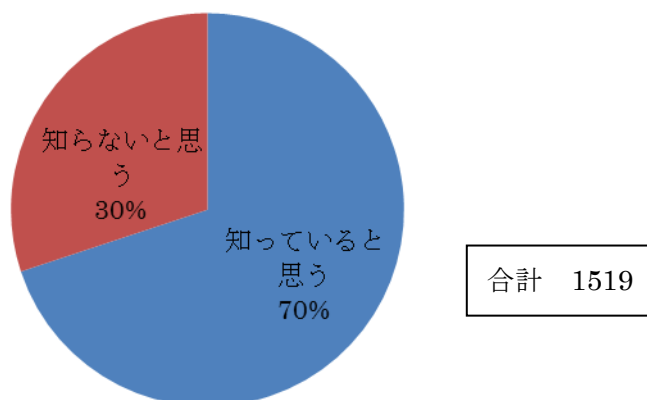
合計 1632

[保] 26、相談窓口や電話相談を利用したことは？



合計 1580

[保] 27、相談窓口があることを
知っていると思いますか



■関連条文：第4条「締結国の実施義務」
(以下、本章の各規定について同様)

(救済委員の職務)

第30条 救済委員は、子どもの権利侵害についての相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をします。

2 救済委員は、子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、是正等の措置を講ずるよう勧告をすることができます。

3 救済委員は、前項の勧告を受けてとられた措置の報告を求めることができます。

4 救済委員は、必要に応じ、第2項の勧告、前項の措置の報告を公表することができます。

5 救済委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

【解説】

前条の解説でも説明したとおり、既存の相談機関に対する相談だけでは解決に至らないケースがあり、子どもの立場に立った救済機関が必要とされています。

このことから、相談だけではなく、申立てに基づき調査、調整、勧告等を行う権限を有する、行政から独立した立場が尊重された新たな機関として救済委員を設置する

ことが必要と考えたものです。

(勧告などの尊重)

第31条 前条第2項の勧告を受けた者は、これを尊重しなければなりません。

【解説】

勧告を受けた者は、同勧告を尊重し、調査、調整、是正等の措置を講ずることが求められます。これにより、子どもの権利救済の実効性が確保されることとなります。

(救済や回復のための連携)

第32条 救済委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

【解説】

子どもが抱えている問題は多種多様であり、救済委員は、子どもの救済や回復のため、子どもに関わるすべての者及び機関と連携して、問題を解決していくことが必要であることから、本条を規定しています。

(救済委員に対する支援や協力)

第33条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 保護者及び施設関係者、事業者、市民は、救済委員の活動に対して協力します。

【解説】

第1項は、市の機関の責務として、救済委員の独立性を尊重することを規定しています。

救済委員は、市が設置する機関ですが、調査や調整を行う場合には、高い専門性と公平性を有し、子どもの最善の利益のために活動する必要があります。そのためには、市の行政権に対して、一定の独立性を有することが不可欠であり、救済委員の独立性を尊重されなければなりません。

第2項は、前条を受け、保護者及び施設管理者、事業者、市民は、救済委員と連携し、子どもの救済や解決のために協力することを規定しています。

子どもの権利侵害に対しては、救済機関、関係者及び関係機関とが、当事者の状況が少しでも良い方向に向かうよう、お互いに協力し合うことが必要です。

(報告)

第34条 救済委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

【解説】

ここでは、救済委員の職務内容として、救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告をした場合に、その内容を報告又は公表することを規定しています。

(規則への委任)

第35条 この章に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

条例において救済委員の設置等につき定めることにより、制度の安定化を図りつつ、迅速な条例制定のために救済委員の組織及び運営に関して必要な事項は、別途規則で定めるものとします。

第6章 施策の推進

(推進計画)

第36条 市は、子どもの権利に関する施策の推進に際し、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び第38条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

本条は、条例の趣旨を生かせるような、子どもの権利を主眼とする総合的な推進計画を策定するとともに、推進計画を策定するに当たっての手續を規定しています。

【解説】

[1]第1項関係

ここでは、条例で定める理念を具現化し、総合的かつ計画的に事業を展開するために、推進計画を策定することを規定しています。

推進計画には、基本理念や基本目標を据えたうえで、子どもの権利を保障するための具体的な取組を示すこととなります。推進計画に盛り込む事柄としては、例えば、家庭、育ち学ぶ施設、地域が連携した子どもに関する施策の推進や、子どもの参加、意見表明を保障する施策の推進などが考えられます。

なお、福島市では、「福島市新エンゼルプラン」、「福島市子ども・子育て支援事業計画」を定めていますが、推進計画の策定に当たっては、既存の計画との整合性を図る必要があります。

[2]第2項関係

ここでは、推進計画の策定に当たっての手續として、パブリックコメント手續²などを通して広く市民に意見を求めることや、第38条に定める「福島市子どもの権利委員会」の意見を聴く必要があることを規定しています。

²パブリックコメント手續：条例や計画などの一定の政策の策定に際し、その政策案を広く公表して意見を求め、寄せられた意見を考慮して政策を決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する仕組み。

(施策を推進する体制の整備)

第37条 市は、前条第1項の推進計画に基づく施策を推進する総合的な体制を整備するものとします。

本条は、子どもにやさしいまちづくりを進めるため、子どもの権利の保障の観点から踏まえた子どもに関する施策を市役所内各部局が一丸となって推進する体制を整備する必要があることを規定しています。

【解説】

市の子どもに関する施策は様々な部局が担っています。これらの部局が、有機的な連携を図るために、子ども関連部局による組織横断的な検討体制を構築し、総合的かつ計画的に施策の展開を図ることが必要です。

全庁的な施策を推進するためには、条例に関する市職員の実践的な理解と認識を深めることも求められます。このため、職員研修のより一層の充実に努める必要があります。

第7章 子どもの権利の保障の検証

(権利委員会の設置等)

第38条 市は、子どもの権利に関する施策の充実に図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、福島市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、第36条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。

3 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます。

本条は、市における子どもにかかわる施策を、子どもの権利の保障の観点から調査、審議し、その内容を市長等に答申又は報告する機関として、「福島市子どもの権利委員会」を設置することを規定しています。

【解説】

[1]第1項・第2項関係

ここでは、権利委員会の所管事項等について規定しています。権利委員会の職務としては、推進計画の策定や見直しにあたって意見を述べることと、市長その他の執行機関の諮問等に対して、子どもの権利の保障の状況を調査し、審議することが挙げられます。

推進計画を策定することや権利委員会における子どもの権利の保障の状況の調査・審議を通して、条例の実効性がより確実なものになります。

「必要があるとき」とは、市長その他の執行機関（例えば、福島市教育委員会等）の諮問の有無にかかわらず、子どもの権利委員会が、主導的に、子どもの権利保障の状況について、検証に取り組むことなどを想定しています。

[2]第3項・第5項及び第6項関係

権利委員会の委員構成等について、検証機能の確保と委員の負担のバランスを考慮し、人数を10人以内、任期を2年としています。また、必要に応じて、再任されることができることを規定しています。

[3]第4項関係

ここでは、権利委員会の構成員には、15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱することを規定しています。

子どもの権利に関する施策の実施状況について、子ども自身が直接参加して意見を述べることは大きな意義があるほか、第26条に定める「審議会等への子どもの参加」の理念を実現化することにあります。

なお、15歳未満の子どもの意見を必要とする場合は、別途アンケート調査等の実施を検討することとなります。

札幌市子どもの権利条例における子どもの権利委員会では、每期2～3名の中学生又は高校生が権利委員として委嘱され、活動を行っています。

[4]第7項関係

ここでは、権利委員会の組織及び運営に関する詳細な事項は、規則において、別途定める必要があることから、この趣旨を規定しています。

■関連条文：第4条「締結国の実施義務」

■関連条文：第43条「子どもの権利委員会の設置」

(答申等及び市の措置)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。

2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

本条は、権利委員会からの提言とそれに対する執行機関の措置に関する手続について規定しています。

第8章 雑則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を、市長が規則や要綱等により別に定めることを規定しています。

このうち、規則等において別に定める事項としては、第28条及び29条に定める「福島市子どもの権利救済委員」に関する事項、第7章に定める「福島市子どもの権利委員会」に関する事項等が挙げられます。

【全体】

Q 権利ばかりでなく、社会のルールを守る義務や責任についても子ども条例に定めるべきではないですか？

A このような発想の基礎には、権利と義務は対という観念があります。しかし、子どもにとって権利と義務は常に対ではありません。たとえば、日本国憲法第26条には「国民の教育を受ける権利」が定められていますが、第1項で子どもの教育を受ける権利が規定され、第2項で保護者の普通教育を受けさせる義務、国の無償教育義務が規定されています。子どもは教育を受ける権利の義務の主体とはなっていません。子どもの権利条約においても、子どもの権利と対をなすのは、親、法定保護者及び締結国の義務です。

そもそも、権利と義務を対に考える人々には、子どもの権利の保障という法規範と社会のルールを守るという道徳規範の区別がついていない場合が多いようです。条例に掲げられるべきものは当然ながら法規範です。

子どもに権利主張を認めると身勝手な行動を助長するという考え方があります。仮に、子どもが権利主張の名のもとに身勝手な行動を取っているとすれば、その子どもが権利学習の機会を奪われているといえます。子どもの権利を保障することにより、自分の権利が大切にされていることを学習して始めて他者の権利も大切であることを実感することができます。もちろん、自分の権利を実現するためには、他者の権利を侵害しないで尊重する責任が伴うことを学ぶことも大切です。ただし、この場合の責任は道徳規範であることに留意する必要があります（子どもの権利条約総合研究所の諸文献ご参照）。

【第2条関係】

Q 本条例の適用対象となる「子ども」を20歳未満のすべての者と定義したのはなぜですか。

A 「子どもの権利条約」、「児童福祉法」、「児童の虐待等の防止に関する法律」は、その適用対象年齢を18歳未満としているところですが、本条例は「子ども」を20歳未満のすべての者と定義しました。その理由は、児童福祉法等の保護から漏れ、民法上の未成年者とされる18歳、19歳の者を本条例の対象範囲に含めることにより、法の谷間を埋め、権利の擁護を拡大することにあります。

また、18歳や19歳の者は、その多くが高校を卒業して自立する時期であるにもかかわらず、民法上、その意思決定の実現につき困難が生ずる場面が少なくありません。具体的には、民法上、未成年者（20歳未満の者）は、法律行為をするにはその法定代理人の同意を得る必要がある（民法5条1項本文）こと、親権を行う者の許可を得なければ職業を営むことができない（民法828条1項）こと、婚姻をするには父母の同意を得る必要がある（民法737条）ことなどが規定され、未成年者の自律的意思決定と対立する場合があります。例えば、18歳や19歳の者が、親権者と進学や就職かの進路を巡って意見が対立する場合を考えてみましょ

う。子どもが仮に親権者の反対を押し切って家を出てアパートを借り、就職して一人暮らしをしようとしても、親権者の同意がなければアパートを借りることができませんし、許可がなければ就職することもできません。このように、高校を卒業し、自立を考える18歳や19歳の者でも、自分の意思決定を実現するにあたっては法的にも現実的にも困難を伴うことがあります。このような場合でも、18歳や19歳の未成年者を「子ども」に含めることにより、本条例の趣旨に従い権利擁護を全うすることとしました。本条例の趣旨に従い権利擁護を全うするとは、子どもの意思決定をそのまま認めることでは必ずしもなく、本条例に規定された子どもの権利が尊重され、権利救済を求める手続き等の中でも子どもにとって最善の利益が図られることを意味します。

なお、他の子どもの権利条例では、「子ども」を「18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」等と定義するものもありますが、本条例では、対象範囲をより拡大し、かつ明確にするために20歳未満のすべての者と定義しました。

【第5条関係】

Q1 父母により養育されるのは当たり前であるのに、わざわざ条項として書き記すのはなぜですか？

A1 子どもの権利条約は、第7条1項の後段部分で、「児童は…できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と規定し、また第9条1項本文で、「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する」と規定しています。

「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」（条約18条1項）とされ、国家は父母による養育を尊重し、父母による養育への直接的介入は極力控えるとともに、父母が養育責任を遂行できるよう、適切な援助を与えるものとされています（条約3条2項、18条2項、27条3項等）。

条約が、このように父母により養育されることを保障している理由は、父母と子からなる家族が、「児童の成長及び福祉のための自然な環境」（条約前文第5段落）であり、児童は、「その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解ある雰囲気の中で成長すべきである」（条約前文第6段落）からです。通常、子にとって最も身近な存在である父母がその子の利益を最もよく実現すると推定されると同時に、子にとって親はかけがえのない存在であって、自己のアイデンティティを保存するためにも、子は父母により養育される権利を有するとされているのです。

このように、父母により養育される権利が子の発達・成長にとって、重要な権利であることから、改めて条例上でも明記することとしました。

Q 2 この規定を入れる積極的な意義はありますか？

A 2 第一に、この規定を入れることによって、子どもにとって基礎的で重要な権利であることを改めて確認するとともに、父母に養育責任があること、市がそれを積極的に援助する責務があることを明らかにすることができます。

現在の日本においては、離婚家庭が増えていますが、養育費の支払いや面会交流をめぐって、様々な問題が生じています。また、子どもの貧困率も悪化の一途をたどっており、子どもが家庭内で安心して生活できる環境が脅かされているともいえます。

さらに、震災後、福島では自主避難等により、父母と離れて暮らす子どもが増えています。いわゆる、子ども・被災者支援法は成立していますが、未だ具体化されておらず、子どもが国による支援は不十分な状態にあるといえます。

このような子どもを取り巻くさまざまな問題に、市が積極的に関わり、子どもが、「成長及び福祉のための自然な環境」である家庭で安心して健やかに成長できるように支援することは重要です。福島市の条例でこの規定をあえて入れた趣旨はそこにあります。

Q 3 父母がいない子どもや父母により養育されることが適切ではない子どもへの配慮はどうするのですか？

A 3 父母が養育責任を果たすことができないか、又は父母による養育が子どもの最善の利益を害する場合には、もちろん父母以外の者による養育がなされることとなります。

しかし、その場合であっても子どもが健全に成長し人格形成をしていくためには安定したアタッチメントが重要であるといわれています。アタッチメントとは、子どもと特定の他者との間に形成される情緒的結びつきを指し、自己が誰かから一貫して保護してもらえることに対する信頼感を本質的要件とするものです。

したがって、父母による養育を受けることができない子どもであっても、その成長や人格形成に差や不平等が生じないよう、市は、父母による家庭内での養育に準じた環境での子どもの養育が確保されるよう、積極的に措置をとる等の配慮が求められます。

【第7条関係】

Q 1 「失敗しても新たなチャレンジをすること」とはどのような意味ですか？

A 1 ここでは、自分が決めた夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジができること、すなわち失敗する権利があることを規定しています。

Q 2 失敗する権利とは何ですか？

A 2 失敗する権利を唱えたのは、子どもの権利条約の父と呼ばれるポーランド人医師であり、孤児院院長であったコルチャック氏です。

子どもが成長し、大人になる過程において、非行など数々の間違いや失敗をしながら成長していくことを大人が認めなくてはならないというものです。

Q 3 条例で失敗する権利を入れる意義は何ですか？

A 3 ともすると失敗は否定的にのみとらえられ、ときに体罰や虐待の原因ともなります。しかし、人は成功だけではなく、失敗の中からも多くのことを学び成長するものです。まして子どもは、一直線に成長することは稀であり、脱線や紆余曲折を経て、成長していきます。

このことから、子どもが失敗を恐れず、いろいろなことにチャレンジすることは、子どもの健やかな成長・発達にとってとても大切なことです。

したがって、このことを条例の中で明示し、大人や市が、子どもの失敗を否定的にとらえて叱責するのではなく、子どもがその中から学び、成長できるよう支援することは、子どもの健全な成長にとって、とても大切なことです。そのため、条例では、この規定を明示しました。

【条例第18条、21条関係】

Q 1 「事業者」には誰が含まれますか。

A 1 福島市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人等で、事業活動を行っている方が含まれます。

Q 2 事業者が保障する子どもの権利の内容とは何ですか。

A 2 条例18条2項では、事業者は雇用する子どもの権利の保障に努めることと、従業員が子どもの権利についての理解を深めることを規定しています。アルバイト等での子どもの雇用や、塾など子どもを対象にした事業活動などが、その代表例です。

事業者が保障する子どもの権利の内容は、条例第2章で規定されているものです。事業者には子どもの権利条例の内容を理解したうえで、子どもを雇用し、あるいは子どもを対象とした事業活動を行うことが求められます。

なお、労働基準法等他の法律などで、子どもの権利につき事業者に努力義務以上のものを定めているものもあり、この場合は、これに対応する順守義務があることは、改めて述べるまでもありません。

Q 3 事業者が配慮する子育て支援の具体例は何ですか。

A 3 条例21条2項では、事業者が従業員の子育てへの支援に配慮することが規定されています。規定の趣旨は、子どもの成長発達権が保障されるよう保護者を支援しようとするものです。

ここで想定している例としては、育児休暇取得の奨励や単身赴任時の負担の軽

減、保育園への送迎の際の時間的な配慮等があげられます。

Q 4 本条例の施行によって、事業者は具体的に何をしなければならなくなりますか。

A 4 本条例は、事業者に対して、例えば子育て支援についてはQ 2に掲げたような配慮等をするを求めています。事業者に対して具体的な施策を一律に求めるものではなく、個々の事業者の実情に照らして、可能な範囲での対応を求めるものです。本条例には、もともと過料等の罰則規定はありませんので、仮に事業者がこの義務を怠った場合でも本条例によって罰則が課されることはありません。

もともと、本条例には子どもの権利救済委員制度があり、制度上は子どもの相談等により救済委員が助言、調査、調整や勧告を行い、また必要に応じ公表を行うことができることになっておりますので、事業者が、他の法令で定められている義務を含め、これらの義務を怠った場合には、これらの措置がとられる可能性はあります。

この点は、事案によりますが、事業者が正常な企業努力にもかかわらず本条例の義務の履行が困難な場合にまで、調査、調整を超えた措置がとられることは想定されていないといえます。

【第28条関係】

Q 1 救済委員とは何ですか。

A 1 救済委員とは、条例28条以下において設置が予定されている救済機関で、権利の侵害を受けた子どもから相談を受け、問題の解決のために助言し、または救済の申立てに対し、事実調査、関係者間の調整、勧告を行う子どもの立場に立った専門機関です。

Q 2 なぜ救済委員が必要なのですか。

A 2 子ども権利条例は、子どもの権利を保障し、子どもを権利の主体とすることで子どもの最善の利益を実現することを目的とするものです。

救済委員は、子どもの声を受けとめ、悩みに寄り添いながら、子どもの代弁者として相談を受けた子どもの権利の回復及び最善の利益の実現を目指す役割を担うものであり、条例の目的を実現するために不可欠な制度です。

救済委員との対話を通して、子どもは自分が孤立した存在ではないという実感とともに自信や自尊感情を得ることができ、また、権利実現の過程において、子どもが本来持っている力を阻害している要因を軽減し、行動の選択肢を豊かにすることができるといったエンパワメントを図ることができるのです。

Q 3 他の自治体において救済委員が設置されている例はありますか。

A 3 複数の自治体が、子ども条例の中に子どもの権利擁護・救済について規定し、

救済委員と同様の制度を設置しています。岐阜県多治見市「多治見市子どもの権利に関する条例」、東京都目黒区「目黒区子ども条例」、三重県名張市「名張市子ども条例」、秋田県「秋田県子ども・子育て支援条例」などです。

【第38条関係】

Q1 子どもの権利委員会とはなんですか。

A1 市における子どもにかかわる施策を、子どもの権利の保障の観点から調査、審議し、その内容を市長等に答申又は報告する機関です。

権利委員会の職務としては、推進計画の策定や見直しにあたって意見を述べることと、市長その他の執行機関の諮問等に対して、子どもの権利の保障の状況を調査し、審議することが挙げられます。

Q2 なぜ、子どもの権利委員会が必要なのですか。

A2 子どもの計画・施策を策定した場合には、その実施の評価・検証が必要です。子ども施策の多くは子どもの権利保障にかかわるので、子どもの権利保障にどこまで貢献したかという視点を位置づけることが必要です。

子どもの権利委員会における子どもの権利の保障の状況の調査・審議を通して、条例の実効性がより確実なものになります。

Q3 なぜ、子どもの権利委員会の組織や所管事項について、条例において定めておく必要があるのですか。

子どもの権利委員会は条例の実効性を確保するために必要不可欠な機関であり、当該機関の人員数、選任方法、所管事項は重要な事項であるため、条例においてあらかじめ定めておく必要があります。

他の総合条例においても、子どもの権利委員会の組織や所轄事項について定めが置かれていることが通常であり、福島市子どもの権利条例が総合条例であることから、子どもの権利委員会についての規定を置く必要があります。

執筆担当者

渡辺 和子

菅野 昭弘

倉持 恵

鈴木 靖裕

藤井 和久

森谷 吉博

久納 京祐

半澤 一成

関根 未希

安彦 元気

渡邊太健史